

青森県国民保護計画案

平成17年12月

青 森 県

目 次

第1編	総論	1
第1章	県の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	県の責務及び県国民保護計画の位置づけ	1
2	県国民保護計画の構成	2
3	県国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	市町村国民保護計画	2
5	指定地方公共機関国民保護業務計画	3
第2章	国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針	4
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	6
第4章	県の地理的、社会的特徴	12
第5章	県国民保護計画が対象とする事態	20
1	武力攻撃事態	20
2	緊急対処事態	22
第2編	平素からの備えや予防	23
第1章	組織・体制の整備等	23
第1	県等における組織・体制の整備	23
1	県の組織・体制の整備	23
2	県職員の参集基準等	26
3	国民の権利利益の救済に係る処理体制の確保等	28
4	市町村及び指定地方公共機関の体制の整備	29
第2	関係機関との連携体制の整備	30
1	基本的考え方	30
2	国の機関との連携	30
3	他の都道府県との連携	31
4	市町村との連携	32
5	指定公共機関及び指定地方公共機関との連携	33
6	ボランティア団体等に対する支援	33

第3章	通信の確保	34
1	非常通信体制の整備	34
2	非常通信体制の確保に当たっての留意事項	34
3	県警察における通信の確保	35
4	市町村における通信の確保	35
第4章	情報収集・提供等の体制整備	36
1	基本的考え方	36
2	警報の通知・伝達に必要な準備	36
3	市町村における警報の伝達に必要な準備	37
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	37
5	市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	39
6	被災情報の収集・報告に必要な準備	39
7	市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	40
第5章	研修及び訓練	41
1	研修	41
2	訓練	41
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	43
1	避難に関する基本的事項	43
2	救援に関する基本的事項	43
3	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	44
4	交通の確保に関する体制等の整備	45
5	避難施設の指定	46
6	市町村における避難及び救援に関する平素からの備え	47
第3章	生活関連等施設の把握等	48
第1節	生活関連等施設の把握等	48
1	生活関連等施設の把握	48
2	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	50
3	市町村における平素からの備え	50
第2節	県が管理する公共施設等における警戒等	51
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	52
1	基本的考え方	52
2	国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備	52
3	県が管理する施設及び設備の整備及び点検等	53
4	市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備	53
第5章	国民保護に関する啓発	54
1	国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発	54
2	武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民が取るべき行動等に関する啓発	54
3	市町村における国民保護に関する啓発	55

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処	56
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	56
1 事態認定前における県危機対策連絡室の設置及び初動措置	56
2 県危機対策本部又は県対策本部に移行する場合等の調整	57
3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	58
第2章 県対策本部の設置等	59
1 県対策本部の設置	59
2 県対策本部の組織	60
3 通信の確保	65
第3章 関係機関相互の連携	66
1 国の対策本部との連携	66
2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	66
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等	67
4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託	68
5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	68
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	69
7 県が行う応援等	69
8 ボランティア団体等に対する支援等	70
9 住民への協力要請	71
第4章 警報及び避難の指示等	72
第1 警報の通知及び伝達	72
1 武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達	72
2 武力攻撃事態等における市町村長の警報伝達の基準	73
3 緊急対処事態における警報の通知等及び市町村長の警報伝達の基準	75
4 緊急通報の発令	75
第2 避難の指示等	77
1 避難措置の指示	77
2 避難の指示	78
3 避難措置の指示に当たって配慮すべき事項	82
4 事態の種類等に応じた留意事項	83
5 県による避難住民の誘導の支援等	85
6 避難実施要領	88
7 避難所等における安全確保等	92
8 動物の保護等	92

第5章	救援	93
1	救援の実施	93
2	関係機関との連携	94
3	救援の内容	95
4	救援の際の物資の売渡し要請等、土地等の使用等	99
5	医療の実施の要請等	101
6	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	101
第6章	安否情報の収集・提供	103
1	安否情報の収集等	103
2	安否情報の報告	104
3	安否情報の照会に対する回答	105
4	日本赤十字社に対する協力	108
第7章	武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処	109
第1	生活関連等施設の安全確保等	109
1	武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処の基本的考え方	109
2	武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候の通報	109
3	生活関連等施設の安全確保	110
4	危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の防止及び防除	112
5	石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の発生防止	115
第2	武力攻撃等原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	116
1	武力攻撃等原子力災害への対処	116
2	NBC攻撃による災害への対処	119
第3	応急措置等	123
1	退避の指示	123
2	応急公用負担等	124
3	警戒区域の設定	124
4	消防に関する措置等	125
第8章	被災情報の収集及び報告	127
1	被災情報の収集及び報告	127
2	市町村及び指定地方公共機関による被災情報の収集及び報告	128
第9章	保健衛生の確保及び廃棄物の処理等	129
1	保健衛生の確保	129
2	廃棄物の処理	129
3	文化財の保護	130
第10章	交通規制	131

第4編 国民生活の安定その他の措置	133
第1章 国民生活の安定	133
1 生活関連物資等の価格安定	133
2 避難住民等の生活安定等	134
3 生活基盤等の確保	135
第2章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	136
1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	136
2 赤十字標章等の交付及び管理	137
3 特殊標章等の交付及び管理	138
4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発	138
第5編 復旧等	139
第1章 応急の復旧	139
1 基本的考え方	139
2 ライフライン施設の応急の復旧	139
3 輸送路の確保に関する応急の復旧等	140
第2章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧	141
第3章 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁等	142
1 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁、 国に対する負担金の請求	142
2 損失補償、実費弁償及び損害補償	142
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	143
4 市町村が国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用 の支弁、国に対する負担金の請求等	143

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

県は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、県の責務を明らかにするとともに、県の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

(1) 県の責務

県は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）又は緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び青森県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 県国民保護計画の位置づけ

県は、その責務にかんがみ、国民保護法第34条の規定に基づき、県国民保護計画を作成する。

(3) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

- ① 県の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 県が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 市町村の国民の保護に関する計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- ⑤ 国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑥ 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑦ 県の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置に関し知事が必要と認める事項

2 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第4編 国民生活の安定その他の措置

第5編 復旧等

資料編

3 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置又は緊急対処保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。県国民保護計画についても、今後、政府における国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更に当たっては、県国民保護計画の作成時と同様、国民保護法第37条第3項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議した後、県議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年9月15日政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、内閣総理大臣への協議は不要である）。

4 市町村国民保護計画

市町村は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市町村の区域において関係機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する責務を有することから、基本指針を踏まえ、県国民保護計画に基づき、市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）を作成するものとし、この場合において、市町村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

市町村国民保護計画の変更についても同様とする。

5 指定地方公共機関国民保護業務計画

指定地方公共機関は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施する責務を有することから、基本指針を踏まえ、県国民保護計画に基づき、指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成するものとし、この場合において、自主的にこれを行うものとし、その国民保護業務計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

指定地方公共機関国民保護業務計画の変更についても同様とする。

第2章 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置又は当該緊急対処保護措置を実施するため必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民に対し、武力攻撃等又は緊急対処事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時にかつ新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との間における相互の連携協力を確保するため、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置については、放送の自

律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置又は緊急対処保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮するものとする。

9 本県の特性を踏まえた国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に係る特別な配慮

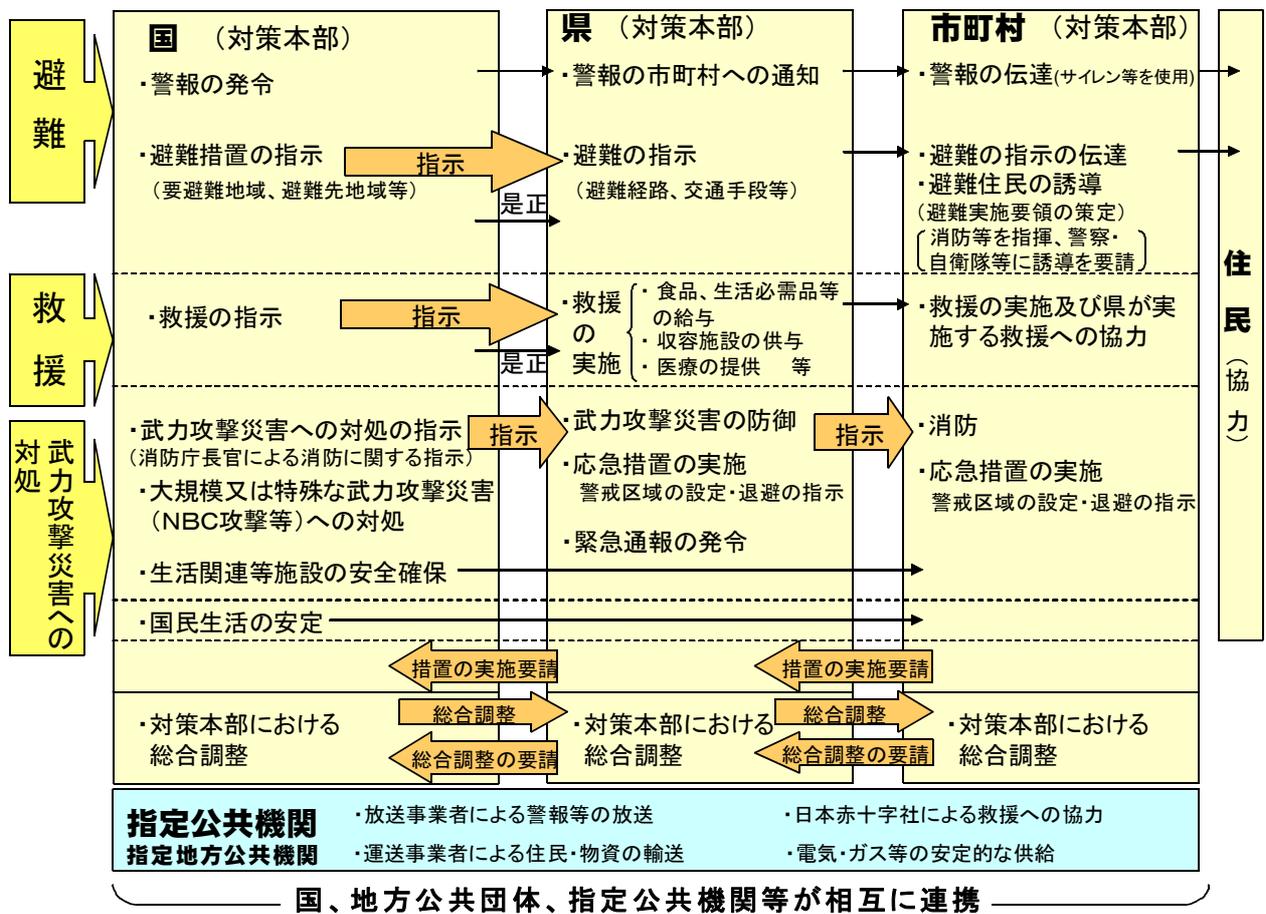
県は、次に掲げる本県の地理的及び社会的特性を踏まえつつ、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から必要な体制の整備に努める。

- (1) 積雪寒冷地であること
- (2) 原子燃料サイクル施設等及び原子力発電所が立地していること
- (3) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の各自衛隊施設及び米軍三沢基地が配置されていること

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱等について、以下のとおり定める。

国民保護措置又は緊急対処保護措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について、県、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部又は県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【市町村】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市 町 村	1 市町村国民保護計画の作成 2 市町村国民保護協議会の設置、運営 3 市町村国民保護対策本部又は市町村緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整 その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集 その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置又は緊急対処保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
仙台防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
東北総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東北財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会
函館税関	1 輸入物資の通関手続
東北厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
青森労働局	1 被災者の雇用対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
東北農政局	1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
東北森林管理局	1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害対策用復旧用資材の調達・供給
東北経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
東北地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
東北運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
仙台管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第二管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 国民保護等派遣に係る国民保護措置の実施
海上自衛隊	2 国民保護等派遣に係る緊急対処保護措置の実施
航空自衛隊	

【指定公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
東日本高速道路株式会社	1 道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

【指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
社団法人青森県医師会	1 医療の確保
〔ガス事業者〕 青森ガス株式会社 八戸ガス株式会社 弘前ガス株式会社 十和田ガス株式会社 五所川原ガス株式会社 黒石ガス株式会社 社団法人青森県エルピーガス協会	1 ガスの安定的な供給
〔運送事業者〕 十和田観光電鉄株式会社 弘南鉄道株式会社 津軽鉄道株式会社 青い森鉄道株式会社 南部バス株式会社 下北交通株式会社 弘南バス株式会社 社団法人青森県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
〔放送事業者〕 青森放送株式会社 株式会社青森テレビ 青森朝日放送株式会社 株式会社エフエム青森	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送
青森県道路公社	1 道路の管理

2 関係機関の連絡先、連絡方法等

県、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等関係機関の連絡先、連絡方法等については、資料編に記載する。

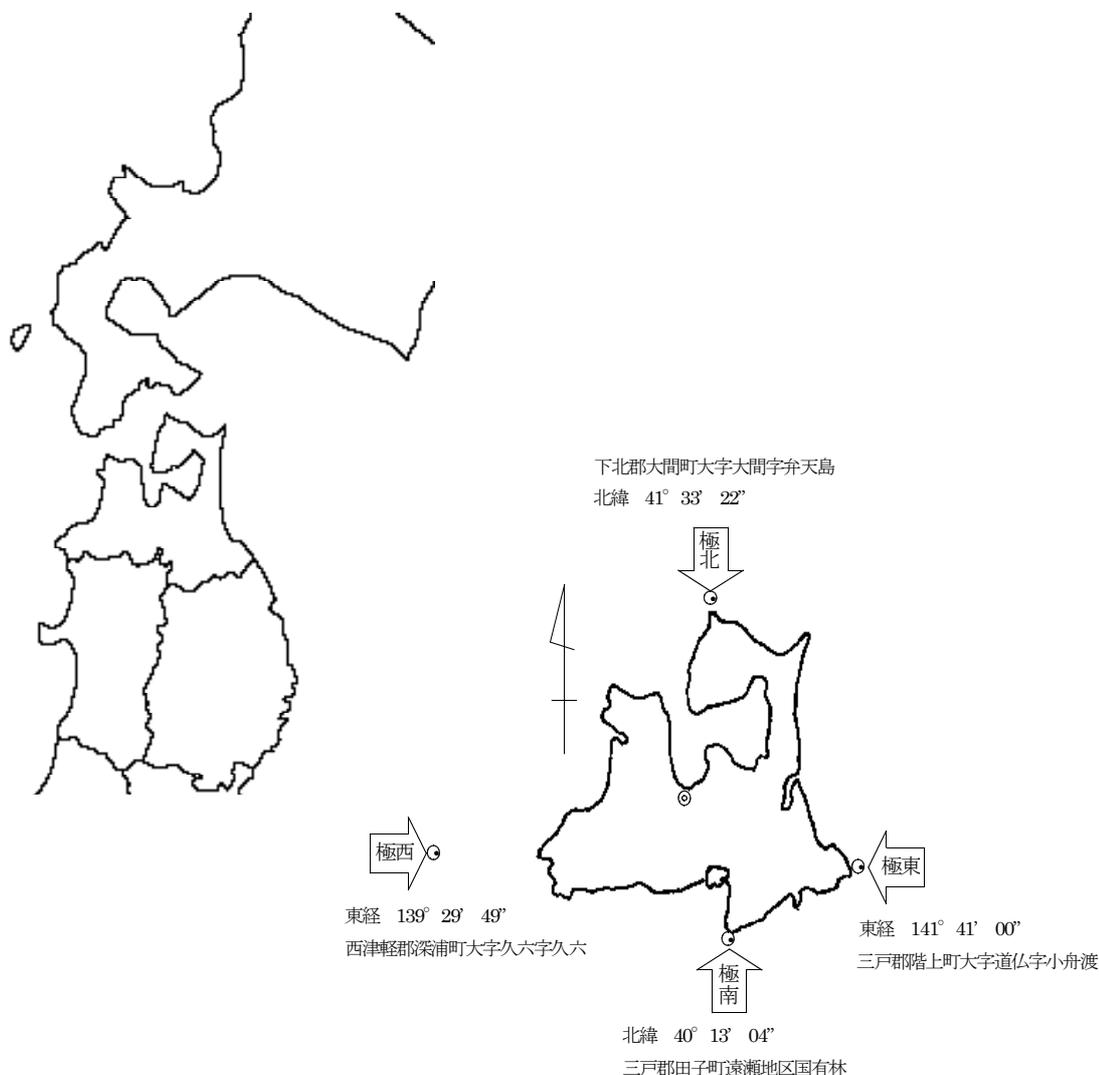
第4章 県の地理的、社会的特徴

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について定める。

1 位置

本県は、本州の最北端に位置し、東は太平洋、西は日本海、北は津軽海峡と、三方海に囲まれ、南は秋田、岩手両県に接している。

これを経緯度で見ると、東経139度29分49秒（深浦町久六島）から東経141度41分00秒（階上町大字道仏）まで、北緯40度13分04秒（田子町夏坂）から北緯41度33分22秒（大間町弁天島）までの区域にあり、東西約155km、南北約140kmにわたる範囲である。



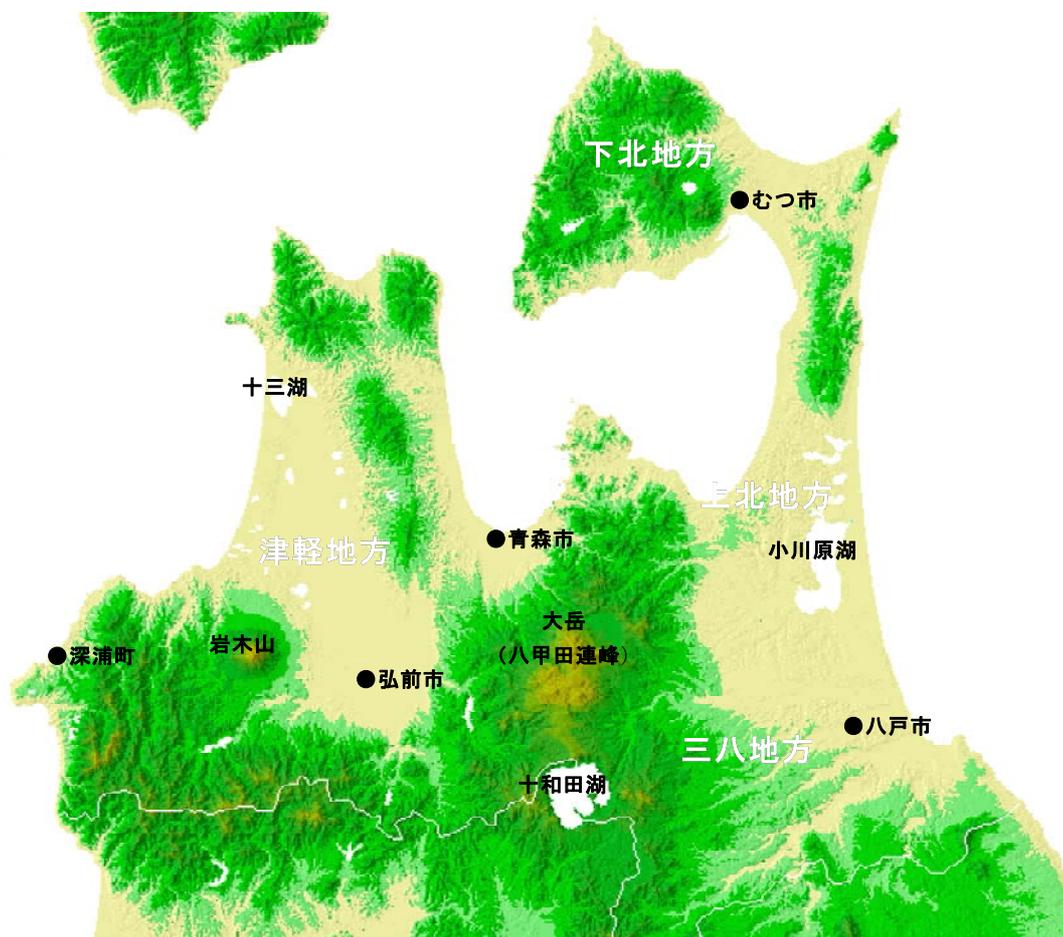
2 地形

東北地方の中央を南北に走る奥羽山脈は、県内中央部の山地を形成し、西側に津軽地方、東側に三八、上北地方を形成している。上北地方から北側に下北半島がまさかり状となって突き出し陸奥湾を抱いている。

中央山地及び西部山地は、比較的標高の高い山岳からなり、火山群を擁し秋田県境には陥没による十和田湖、八甲田連峰（大岳 標高1,584m）のほか西部には岩木山（標高1,625m）があり、本県の代表的山群を形成している。

津軽半島山地及び下北半島山地は、ともに標高が500mから800m級の連なった山岳から成り、海岸線に近く張り出している。

東部地域は、中央山地から太平洋にいたるまで丘陵地や台地が開けており、低地においては小川原湖等の湖沼群がある。

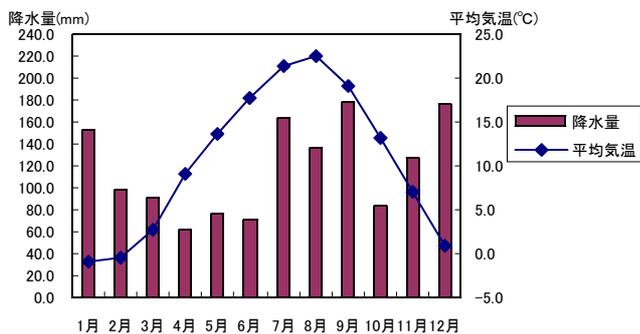


3 気候

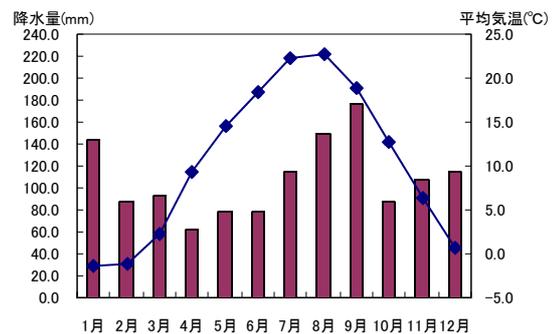
県内は、全域にわたって積雪寒冷地に属しているが、山脈、半島、陸奥湾など地形的な複雑さや海流の関係で、太平洋側と日本海側及び陸奥湾沿岸等、地域によって気温差がある。

一般に、日本海側は、対馬海流の影響で太平洋側に比べ温暖である。しかし、冬は季節風を強く受け、積雪地帯となっている。太平洋側では、春の終わりに夏にかけて吹く偏東風（通称やませ）のため低温の日が多く、冷害に見舞われやすい。

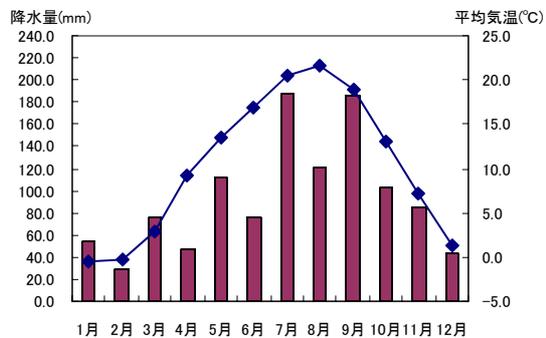
<青森市>



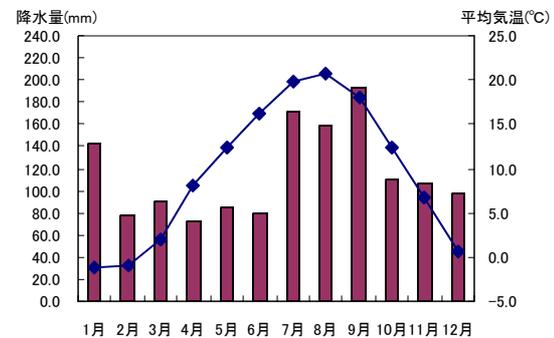
<弘前市>



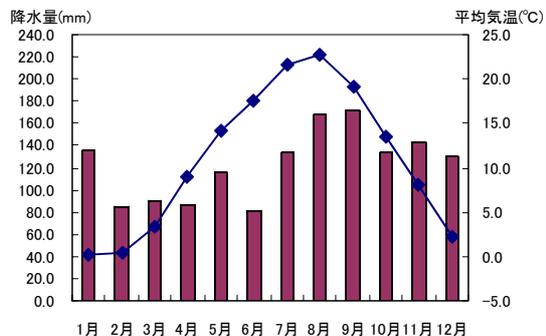
<八戸市>

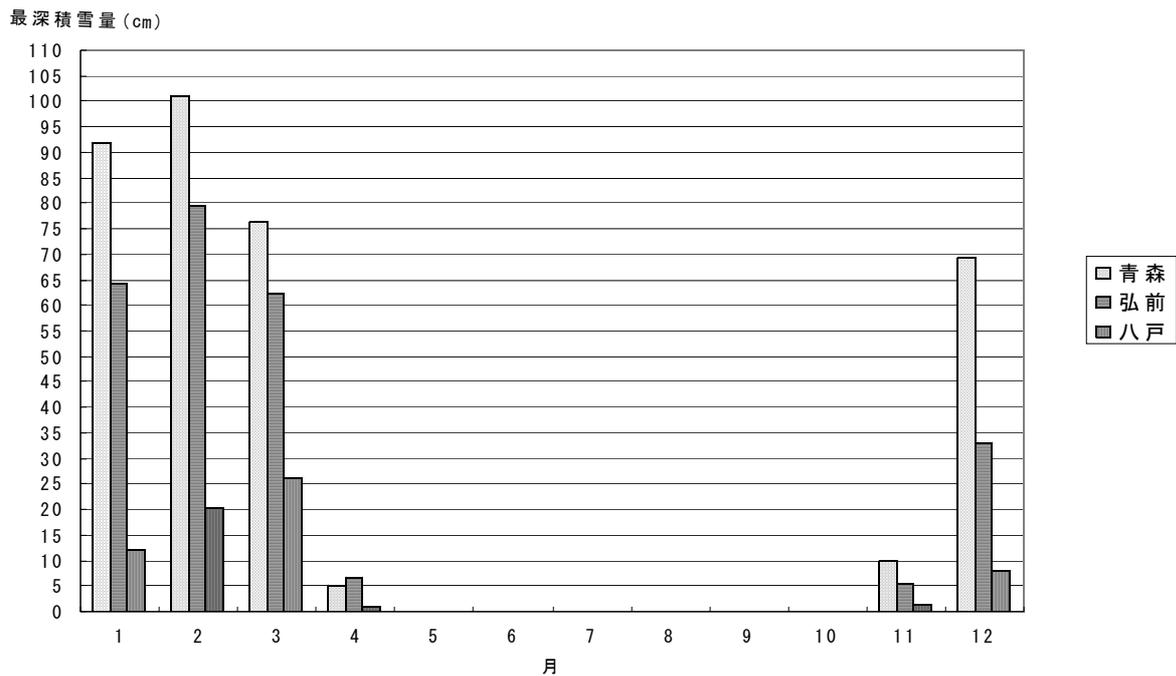


<むつ市>



<深浦町>





※降水量、平均気温及び最深積雪量については、平成12年から平成16年までの平均値。

4 人口分布

県の人口は約144万人であり、そのうち県都の青森市（約31万3千人）、東部の八戸市（約24万6千人）、西部の弘前市（約17万3千人）に約半数が集中している。

○人口分布図 (H17.8.1現在 推計人口)



5 道路の位置等

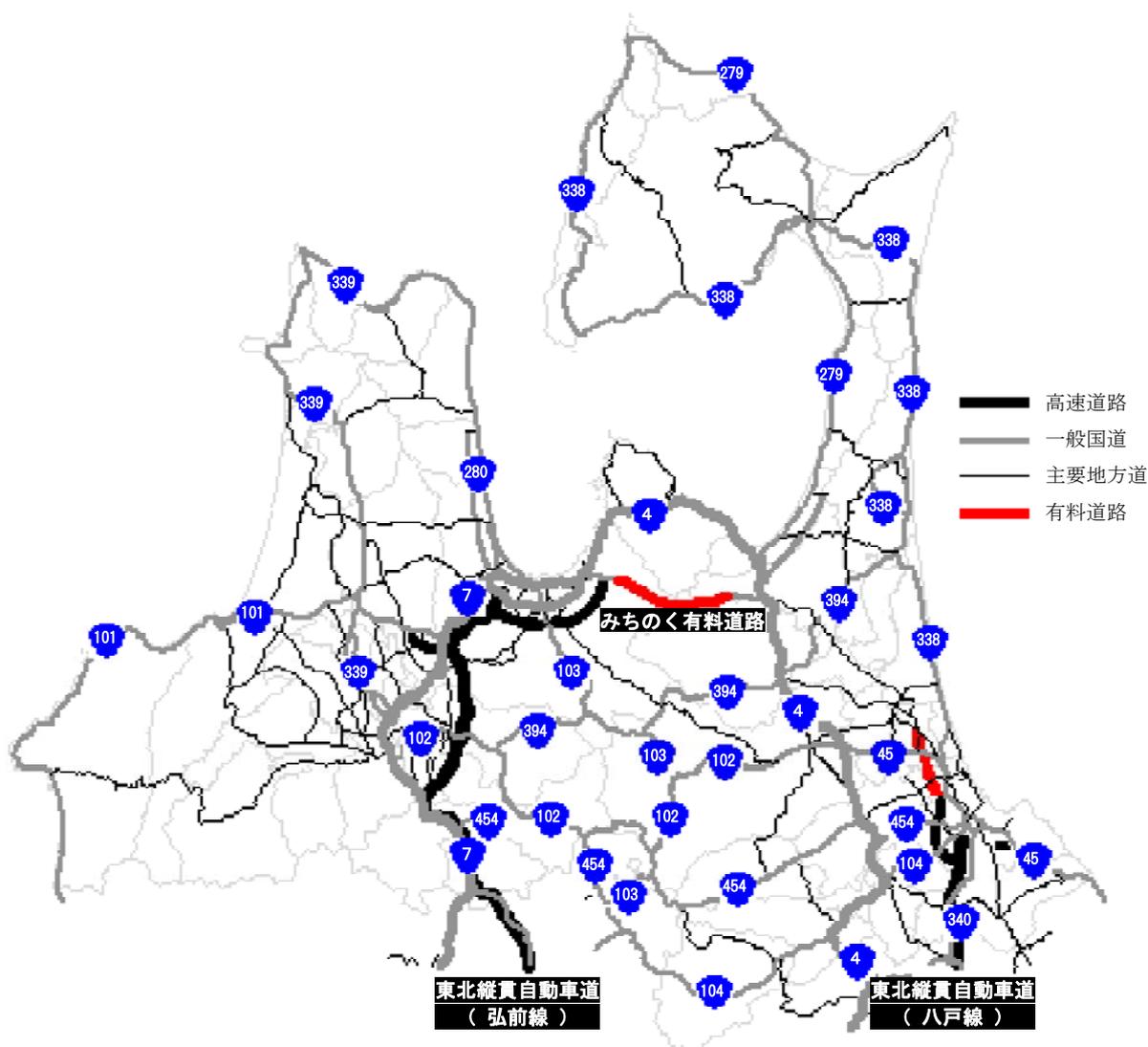
本県の道路は、東北縦貫自動車道の高速道路をはじめ、国土交通省の管理である国道4号、国道7号、国道45号、国道104号（一部）の各線と、県の管理である国道101号、国道102号、国道103号、国道104号（一部）、国道279号、国道280号等の合計15路線からなる一般国道、青森田代十和田線等の主要地方道及び荒川青森停車場線等の一般県道が有機的に連結したネットワークを形成している。

秋田県とは、東北縦貫自動車道弘前線、国道7号、国道101号等で結ばれ、岩手県とは、東北縦貫自動車道八戸線、国道4号、国道45号等で結ばれている。

冬期は、一般国道、主要地方道及び一般県道において、37路線の42箇所が閉鎖され、その区間距離は501kmに及ぶ。

(冬期閉鎖の区間の例)

- 一般国道102号 平賀町温川から十和田市惣辺までの間
十和田市青撫山から十和田市子の口までの間
- 一般国道103号 青森市酸ヶ湯から十和田市谷地までの間

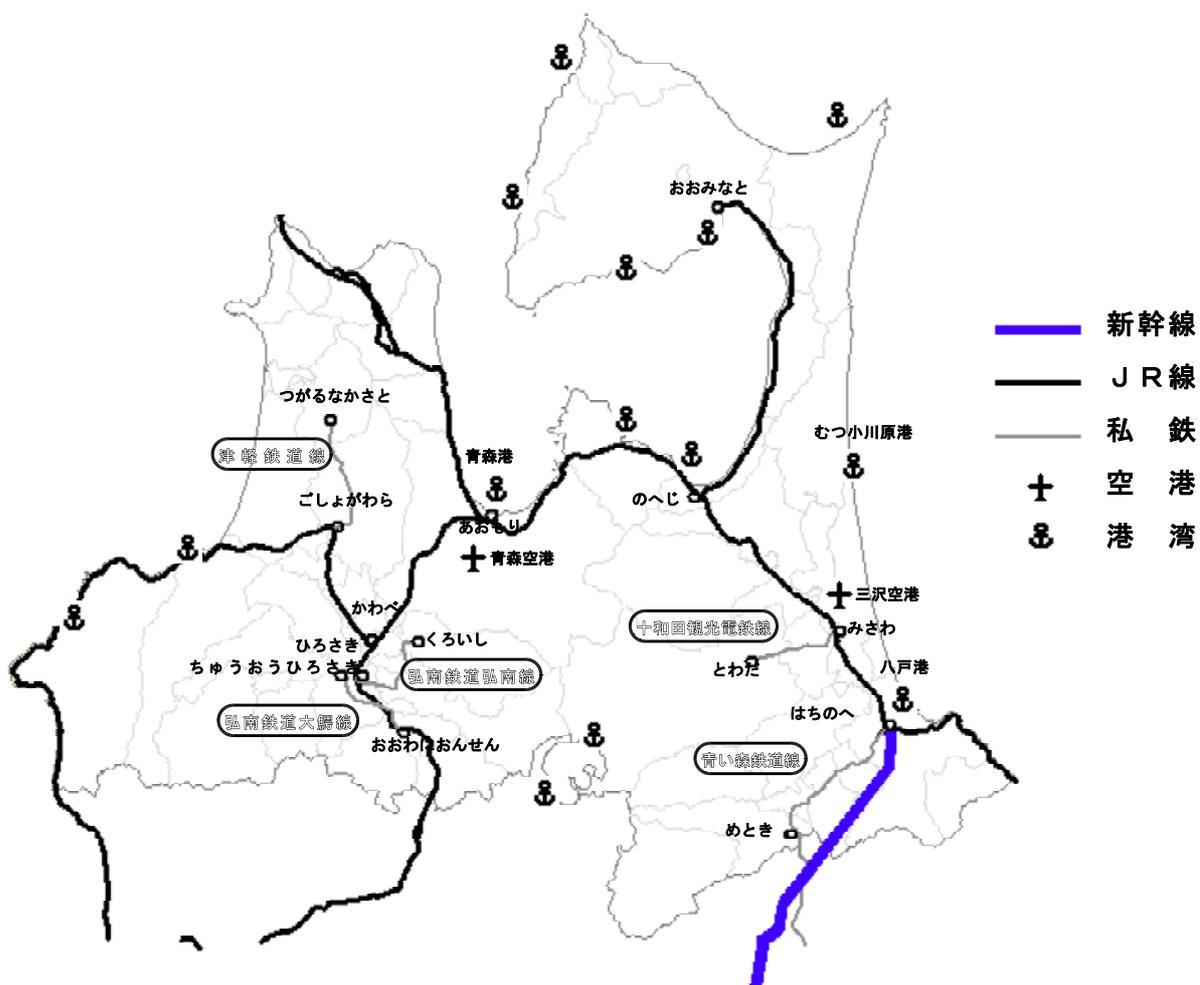


6 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、東北新幹線が東京駅から八戸駅まで営業しており、県都の青森市までは八戸市からJR東北本線が約1時間で結んでいる。

空港は、青森市に青森空港があり、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡、ソウル、ハバロフスクの7路線が就航しているほか、三沢市に三沢空港があり、札幌、東京、大阪の各都市と結ばれている。

また、本県が管理する港湾は、重要港湾が青森港、八戸港、むつ小川原港の3港、地方港湾が大湊、小湊、野辺地、川内、大間、尻屋岬、深浦、休屋、子の口、七里長浜、仏ヶ浦港の11港、合わせて14港となっている。



7 石油コンビナート特別防災区域の指定状況

石油コンビナート等災害防止法に基づき、青森地区（青森市）、八戸地区（八戸市）及びむつ小川原地区（六ヶ所村）が石油コンビナート特別防災区域に指定されている。

8 原子燃料サイクル施設等及び原子力発電所の立地状況

六ヶ所村に日本原燃（株）のウラン濃縮施設、再処理施設、低レベル放射性廃棄物埋設施設及び高レベル放射性廃棄物管理施設の原子燃料サイクル施設等が立地しているほか、東通村に東北電力（株）の東通原子力発電所が立地している。

施設区分		施設名	所在地
原子燃料 サイクル 施設	ウラン濃縮施設	日本原燃（株）ウラン濃縮工場	六ヶ所村
	再処理施設	日本原燃（株）再処理工場	
	低レベル放射性廃棄物埋設施設	日本原燃（株）低レベル放射性廃棄物埋設センター	
	高レベル放射性廃棄物管理施設	日本原燃（株）高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	
使用施設		（財）核物質管理センター六ヶ所保障措置分析所	
原子力発電所		東北電力（株）東通原子力発電所	東通村

なお、大間町に電源開発（株）の大間原子力発電所の建設が予定されている。

9 自衛隊施設の配置状況

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の各司令部等が配置されるなど、県内各地に自衛隊施設が配置されている。

(1) 陸上自衛隊

青森市、弘前市及び八戸市に各駐屯地があり、青森駐屯地に青森県、岩手県及び秋田県を管轄する第9師団司令部が配置されている。

(2) 海上自衛隊

大湊港に青森県及び北海道を管轄する海上自衛隊大湊地方隊の総監部があり、八戸航空基地に、自衛艦隊航空集団第2航空群が配置されている。

(3) 航空自衛隊

航空自衛隊三沢基地に、北東北及び北海道を管轄する北部航空方面隊の司令部があり、第3航空団等が配置されている。

10 米軍三沢基地の配置状況

三沢飛行場を中心に三沢対地射爆撃場等からなる米軍三沢基地が配置されており、米軍の陸、海、空及び海兵隊の4軍が駐留している。

三沢飛行場は、米軍と航空自衛隊が共同使用しているほか、民間航空も使用している。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態である。

県国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

これらの4類型の特徴及び留意点は、基本指針において次のとおり示されている。

① 着上陸侵攻

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

③ 弾道ミサイル攻撃

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

④ 航空攻撃

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ○ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
----	---

留意点	○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せず に屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しな ければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等 施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に 当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施 する必要がある。
-----	--

2 緊急処理事態

緊急処理事態は、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

県国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - ・原子力事業所等の破壊
 - ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
 - ・危険物積載船への攻撃
 - ・ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
 - ・列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
 - ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
 - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
 - ・水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - ・弾道ミサイル等の飛来

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県等における組織・体制の整備

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な組織及び体制等の整備を図る必要があることから、防災に関する体制を活用しつつ、以下のとおり、県の組織・体制の整備、県職員の参集基準等、市町村及び指定地方公共機関の体制の整備等について定める。

1 県の組織・体制の整備

県の各部局は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から次に掲げる事務分担に基づき、体制の整備を行うものとする。

部局名	事務分担
総務部	<ol style="list-style-type: none">1 県国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関すること2 県国民保護協議会の運営に関すること3 国民保護に関する組織の整備に関すること4 国民保護に関する訓練に関すること5 国民保護に関する啓発に関すること6 自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）要請に関すること7 住民の避難措置に関すること8 緊急通報の発令に関すること9 被災情報・安否情報の総括整理に関すること10 職員の派遣の要請及びあっせんの手続に関すること11 特殊標章等の交付に関すること12 その他総務部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること
企画政策部	<ol style="list-style-type: none">1 企画政策部分掌事務に係る被災情報の収集に関すること2 広報に関すること3 交通機関（運送事業者）との連絡調整に関すること4 電気通信事業者との連絡調整に関すること5 その他企画政策部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関すること

部局名	事務分担
環境生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境生活部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 武力攻撃原子力災害又は緊急対処事態における攻撃による原子力災害に関する事 3 廃棄物処理に関する事 4 その他環境生活部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康福祉部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 避難住民等の救援に関する措置に関する事 3 安否情報の収集・整理に関する事 4 高齢者及び障害者の安全確保に関する事 5 医療及び医薬品の確保に関する事 6 保健衛生に関する事 7 飲料水の供給に関する事 8 心の相談に関する事 9 赤十字標章等の交付に関する事 10 その他健康福祉部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
商工労働部	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工労働部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 電気及びガスの供給に関する事 3 被災者の就職支援に関する事 4 その他商工労働部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
文化観光部	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化観光部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 観光客に対する避難情報の提供等に関する事 3 外国人に対する避難情報提供の支援に関する事 4 その他文化観光部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 避難住民に対する食糧の確保に関する事 3 応急仮設住宅その他住宅の建設資材の確保に関する事 4 その他農林水産部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事

部局名	事務分担
県土整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1 県土整備部分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 道路及び橋梁の確保に関する事 3 交通不能箇所の調査及びその対策に関する事 4 港湾及び空港施設に関する事 5 応急仮設住宅に関する事 6 その他県土整備部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
出納局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害用物品の調達に関する事 2 災害用物資器材の調達に関する事 3 資金運営計画に関する事 4 その他出納局分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
公営企業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営企業局分掌事務に係る被災情報の収集に関する事 2 施設の保全及び復旧に関する事 3 その他公営企業局分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
教育庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集に関する事 2 文教施設等の保全に関する事 3 児童及び生徒の安全確保に関する事 4 文化財の保護に関する事 5 その他教育庁分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災情報の収集に関する事 2 避難住民の誘導等の実施に関する事 3 生活関連等施設の立入制限区域の指定に関する事 4 交通規制に関する事 5 その他警察本部分掌事務のうち国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する事

2 県職員の参集基準等

(1) 県職員の迅速な確保

県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等又は緊急処理事態に対処するために必要な県職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

県は、武力攻撃等又は緊急処理事態における攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、県職員による当直体制を整備するなど24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 県の体制及び県職員の参集基準等

県は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下に掲げる体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【県の体制及び県職員の参集基準】

県の体制	県職員の参集基準
①担当課体制	防災消防課職員が参集
②県危機対策連絡室体制	原則として、県国民保護対策本部体制又は県緊急処理事態対策本部体制に準じて県職員の参集を行うが、具体的な基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③県危機対策本部体制	
④県国民保護対策本部体制 又は県緊急処理事態対策本部体制	全ての県職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	県の全部局での対応が必要な場合	②③	
事態認定後	県国民保護対策本部又は県緊急処理事態対策本部の設置に係る指定の通知がない場合	県の全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		県の全部局での対応が必要な場合	②③
	県国民保護対策本部又は県緊急処理事態対策本部の設置に係る指定の通知を受けた場合	④	

(4) 県職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 県職員の参集が困難な場合の対応

県の幹部職員及び国民保護担当職員が交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として参集させることや、必要な参集手段について定めておく。

なお、県国民保護対策本部又は県緊急対処事態対策本部（以下「県対策本部」という。）の本部長（以下「県対策本部長」という。）の代替職員については、以下のとおりとし、副本部長及び本部員については、その代替職員を定めておく。

第1順位 副知事

第2順位 出納長

第3順位 行政改革・危機管理監（以下「危機管理監」という。）

(6) 県職員の所掌事務

県は、(3)の①から④までの体制ごとに、参集した県職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、県対策本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう以下の項目について定める。

○ 交代要員の確保その他職員の配置

○ 食料、燃料等の備蓄

○ 自家発電設備の確保

○ 仮眠設備等の確保 等

3 国民の権利利益の救済に係る処理体制の確保等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済に係る処理体制の確保

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当部局を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手続項目	国民保護措置又は緊急対処保護措置の内容	担当部局
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	健康福祉部
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	健康福祉部
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	健康福祉部
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第3項)	総務部
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	警察本部
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)	健康福祉部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	総務部 健康福祉部
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)	健康福祉部
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		総務部 健康福祉部 警察本部 等
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		総務部 健康福祉部 警察本部 等

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を県文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による当該文書の逸失等を防ぐこととし、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

県は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が継続している場合及び国民保護措置又は緊急対処保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 市町村及び指定地方公共機関の体制の整備

(1) 市町村の体制の整備

市町村は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市町村長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手續等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 指定地方公共機関の体制の整備

指定地方公共機関は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、職員の配置等国民保護措置又は緊急対処保護措置に必要な体制の整備を行うほか、参集基準等の整備を行うものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

県は、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害に対応するための物資及び資機材の提供等武力攻撃事態等及び緊急処理事態において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

県は、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関の関係連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

県は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。

2 国の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置が円滑に実施されるよう、指定行政機関との連携を図る。特に、国との連絡調整の主たる窓口である消防庁や県国民保護計画の協議先となる内閣官房と緊密な連携を図る。

(2) 防衛庁・自衛隊との連携

県は、自衛隊の部隊等の派遣に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置が円滑に実施されるよう、防衛庁・自衛隊との連携を図る。

(3) 指定地方行政機関との連携

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

米軍基地所在都道府県における米軍と調整する必要がある事項等については、関係省庁においてその対応を協議しており、国は、一定の整理がついた段階において、今後、

情報提供を行うこととしている。県は、この国の協議結果を踏まえた対応を行うとともに、平素から仙台防衛施設局等関係機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

(1) 広域応援体制の整備

県は、大規模な武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生した場合や武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が長期にわたるような場合に備えて、広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに県の区域を越える救援等を実施するための広域応援体制を整備する。

(2) 相互応援協定の締結等

県は、県境を越える避難やNBC攻撃による災害への対処などの武力攻撃事態等又は緊急処理事態においても対応できるよう、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直しを行う等により、広域にわたる避難の実施体制、物資及び資材の供給体制並びに救援の実施体制における相互応援体制を整備する。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、消防庁を通じて国に情報提供を行う。

(3) 広域緊急援助隊の充実・強化

県警察は、他の都道府県警察と連携して、広域緊急援助隊が直ちに出勤できるよう、隊員に対する教養訓練を徹底するとともに、招集・出勤体制の確立等必要な体制を整備する。

(4) 近隣の道県との間での情報共有

広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近隣の北海道、岩手県及び秋田県等との間で緊密な情報の共有を図る。

特に、生物剤による攻撃にあつては、県の区域を越える広域的な災害に対応することが重要であるため、保健所、県環境保健センター等の機関は、近隣の北海道、岩手県及び秋田県等との連携体制を平素から構築する。

(5) 他の都道府県に対する事務の委託

県は、他の都道府県に対し国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な事務又はその一部を委託する場合に備えて、必要な準備を行う。

4 市町村との連携

(1) 市町村との連携における留意点

県は、市町村との緊密な連携を図る。

この場合において、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、市町村との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 市町村の行うべき事務の代行

県は、市町村長の行うべき国民保護措置又は緊急対処保護措置の全部又は一部を市町村長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(3) 市町村国民保護計画の協議

県は、市町村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置と市町村の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市町村間の連携の確保

県は、近接する市町村が相互の市町村国民保護計画の内容について協議するための機会を設けることや、防災のために締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行う際に支援することなどを通じて、市町村相互間の国民保護措置又は緊急対処保護措置の整合性の確保を図る。

(5) 消防機関の応援体制の整備

県は、消防機関との間で情報収集体制の構築を図るとともに、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防機関との調整や応援体制の整備を図る。

また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の所在について、把握する。

(6) 消防団の充実・活性化の推進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県は、市町村と連携し、消防団に対する国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る研修を行うとともに、国民保護措置又は緊急対処保護措置の訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の連携

県は、指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図り、連絡先等の情報について定期的に最新の情報への更新を行う。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の報告

県は、指定地方公共機関から報告を受けた国民保護業務計画について、必要な助言を行う。

(3) 関係機関との協定の締結等

県は、関係機関から物資及び資材の供給について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携を図られるよう配慮する。

また、国民保護措置又は緊急対処保護措置に資するための活動に係る訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

県は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等又は緊急処理事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、県、市町村、電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備・充実に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

(1) 施設・設備面

- 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の充実に努める。
- 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備・充実に努める。
- 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
- 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部に伝送する画像伝送無線システムの管理・運用体制の充実に努める。
- 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(2) 運用面

- 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を受けた場合に備え、通信

輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

- 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
- 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政用無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
- 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
- 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- 国民に情報を提供するに当たっては、市町村防災行政用無線、広報車両等の活用を図るとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3 県警察における通信の確保

県警察は、管区警察局等、県及び市町村と連携して非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策を推進する。

4 市町村における通信の確保

市町村は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における警報の伝達等に必要となる同報系その他の市町村防災行政用無線の整備・充実に努めることとし、既に市町村防災行政用無線の整備を行っている市町村においては、デジタル化の推進に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する情報提供、警報の通知・伝達、安否情報の収集・整理・提供、被災情報の収集・報告等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制整備

県は、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃等の状況、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集し又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

(4) 県警察における体制の整備

県警察は、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して、迅速な情報収集・連絡を可能とする体制を整備する。

2 警報の通知・伝達に必要な準備

(1) 警報の通知・伝達先となる関係機関

県は、武力攻撃事態等対策本部又は緊急対処事態対策本部（以下「国の対策本部」という。）の本部長（以下「国の対策本部長」という。）が発令した警報が消防庁から通知されたときに、知事が警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先、連絡方法等について資料編に記載する。

(2) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県は、消防庁から警報の通知を受けたときに知事が迅速に警報の伝達を行うこととなる学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用し又は居住する施設について、国及び市町村との役割分担も考慮して定める。

(3) 市町村に対する支援

県は、市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町村に対し必要な支援を行い、県警察は、市町村が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町村との協力体制を構築する。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

また、市町村は、警報を通知すべき「その他の関係機関」をあらかじめ市町村国民保護計画に定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の内容及び報告様式

県が収集する避難住民及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の内容は以下のとおりであり、県が消防庁に安否情報を報告する際の安否情報報告書の様式は、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に定める安否情報報告様式第1号によるものである。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 死亡した住民

（上記①～⑥に加えて）

- ⑩ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑪ 死体の所在

【様式第1号】

避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。
この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

（注）緊急対処事態における安否情報の報告もこの様式による。

(2) 安否情報収集のための体制整備

県は、市町村から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理し、報告し及び提供することができるよう、県における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等をあらかじめ定めるとともに、市町村の行う安否情報の収集を支援するという立場であることから、あらかじめ、市町村の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。また、必要に応じ市町村における体制整備のための助言を行うよう努める。

(3) 安否情報の収集のための準備

県は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関の連絡先等をあらかじめ把握する。

また、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の報告先等を避難施設の管理者等に周知するとともに、安否情報省令第1条に定める安否情報報告様式第1号の周知徹底を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集、整理、報告及び提供のための準備

市町村は、安否情報を円滑に収集し、整理し、報告し及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市町村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

県は、被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

県は、市町村に対し、被災情報の報告を以下に掲げる様式により行うよう周知するとともに、指定地方公共機関に対し、その管理する施設又は設備に関する人的及び物的被害の状況等並びにその業務として行う国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する人的及び物的被害の状況等の被災情報を、速やかに、県に報告するよう周知する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
青 森 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(注) 緊急対処事態における被災情報の報告もこの様式による。

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村は、被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5 研修及び訓練

職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等及び緊急対処事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、県における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 職員の研修制度の充実

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の円滑な実施を図るため、研修制度を充実するなど、人材の育成に努める。この場合において、国の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、警察、消防等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等の外部の人材を講師に招く。

また、危機管理を担当する専門職員を育成するための国の研修機関における研修課程を有効に活用する。

(2) 消防団員及び自主防災組織リーダーを対象とする研修

県は、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する研修を行う。

2 訓練

(1) 県における訓練の実施

県は、市町村とともに、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 県対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び県対策本部等設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置又は緊急対処保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置又は緊急対処保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県は、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用し又は居住する施設の管理者に対し、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県警察は、必要に応じ、標示の設置、警察官による指示等により、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を制限する。
- ⑦ 本県が積雪寒冷地であることにかんがみ、避難及び救援等の措置について、冬期における実働訓練又は冬期を想定した図上訓練を実施することにより、冬期における国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施できるよう努める。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、県の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【準備する基礎的資料】

- ① 県の地図
- ② 区域内の人口分布
- ③ 区域内の道路網のリスト（冬期閉鎖路線一覧を含む。）
- ④ 輸送力のリスト
- ⑤ 避難施設のリスト
- ⑥ 備蓄物資及び調達可能物資（これらには、冬期において必要となる資機材を含む。）のリスト
- ⑦ 生活関連等施設等のリスト
- ⑧ 関係機関（国、市町村、民間事業者等）の連絡先一覧、協定

(2) 避難実施要領のパターンの作成に対する支援

市町村が避難実施要領のパターンを作成するに当たっては、県は、消防庁が作成するマニュアルも参考にしつつ、必要な助言を行う。この場合において、県警察も避難経路の選定等について必要な助言を行う。

2 救援に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

県は、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、収容施設、関係医療機関等のデータベース、備蓄物資のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

【準備する基礎的資料】

- ① 収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト
- ② 備蓄物資、調達可能物資（これらには、暖房器具及び燃料を含む。）のリスト
- ③ 関係医療機関のデータベース
- ④ 救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）のデータベース
- ⑤ 臨時の医療施設として想定される場所等のリスト
- ⑥ 墓地及び火葬場等のデータベース

(2) 電気通信事業者との協議

県は、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(3) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(4) 市町村との調整

県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととすることができることから、青森県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に定める災害救助法適用時の救援に係る県と市町村との役割分担を踏まえ、市町村が行う救援に関する措置について市町村と調整する。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行う。また、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や運送事業者や地方運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握する。

【把握する輸送力に関する情報】

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

(2) 輸送施設に関する情報の把握

県は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、地方運輸局等の協力を得て、避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握する。

【把握する輸送施設に関する情報】

- ① 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ② 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③ 港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④ 漁港（漁港名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ⑤ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）
- ⑥ ヘリポート及び場外離着陸場（所在地、面積、管理者の連絡先など）

(3) 運送経路の把握等

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、道路管理者等の協力を得て、適切な運送経路の把握に努める。

4 交通の確保に関する体制等の整備

(1) 武力攻撃事態等又は緊急対処事態における交通規制計画等

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制及び交通管制施設の整備

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における広域交通管理体制の整備を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。

(4) 道路管理者との連携

県警察は、交通規制状況や道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにするため、道路管理者と密接に連携する。

5 避難施設の指定

(1) 避難施設の指定の考え方

県は、国民保護措置の実施のため、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、発生の可能性のある事態を念頭に置き、市町村と連携しつつ、避難施設を指定する。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

- ① 避難所として、学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として、公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないように指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- ④ 火災の影響を受けやすい危険物質等の取扱所に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設を避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 幹線道路から近距離にあること、適当な幅の道路に接していること等、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

(3) 避難施設の指定手続

県は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨を施設管理者に対し文書等により通知する。

(4) 避難施設の廃止、用途変更等

県は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、県に届け出るよう周知する。

(5) 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

(6) 市町村及び住民に対する情報提供

県は、市町村による避難実施要領の策定及び避難誘導等を支援するため、避難施設データベースの情報を市町村に提供する。

また、住民に対しても、県警察、市町村、消防等の協力を得ながら、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

(7) 緊急対処保護措置の実施のための避難施設

県は、緊急対処保護措置の実施のための避難施設については、国民保護措置の実施のための避難施設を活用する。

6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

(1) 避難実施要領のパターンの作成

市町村は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況）等について配慮するものとする。

(2) 輸送体制の整備等

市町村は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における住民の避難について主体的な役割を担うことから、避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、自ら市町村内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の輸送力並びに確保すべき輸送施設についてあらかじめ把握するものとする。

(3) 市町村が実施する救援

市町村は、県との調整の結果、市町村が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等又は緊急処理事態においては、発電所、ダム、危険物質の取扱所等の生活関連等施設について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

(1) 生活関連等施設の把握

県は、県内に所在する生活関連等施設（国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、国民保護法施行令第27条に規定する施設をいう。以下同じ。）について、自ら保有する情報や所管省庁による情報提供等に基づき把握するとともに、以下に掲げる項目について整理する。

- ① 施設の種類
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 管理者名
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 危険物質等の内容物
- ⑦ 施設の規模

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	旅客ターミナル、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等の取扱所	下表のとおり

【危険物質等の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	危険物質等の種類	所管省庁名
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	文部科学省、経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	文部科学省
	8号	毒劇物(薬事法)	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 県警察及び海上保安部に対する情報提供

県は、県警察及び海上保安部に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知

県は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれに準じた措置を講ずる。

(2) 県が管理する生活関連等施設の安全確保

県は、安全確保の留意点に基づき、自ら管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれに準じた措置を講ずる。

(3) 管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等又は緊急処理事態における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意する。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれに準じた措置を講ずる。

(4) 管理者に対する助言

県警察は、県若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれに準じた措置を講ずる。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備するものとする。

また、市町村は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。

第2 県が管理する公共施設等における警戒等

県が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である県として、以下のとおり、予防対策について定める。

1 県が管理する公共施設等における警戒等

県は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警戒等の措置を実施する。

2 市町村が管理する公共施設等における警戒等

市町村が管理する公共施設及び公共交通機関等における警戒等についても、県の措置に準じて実施するものとする。この場合において、県警察との連携を図るものとする。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

県が備蓄し、整備する国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国との連携

県は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、国全体としての対応を踏まえながら、国との密接な連携のもとで対応する。

2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

県は、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、県地域防災計画で定められている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ、備蓄・整備する。

なお、本県が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬期において必要となる資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）、収容施設における暖房器具及び燃料の備蓄・調達可能量等を把握することに留意するものとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、県としては、国の整備の状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

(3) 国、市町村その他関係機関との連携

県は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、国、市町村その他関係機関と連携する。

【住民の避難及び避難住民等の救援に必要な物資及び資材の例】

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料 など

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(4) 緊急対処保護措置の実施のために必要な物資及び資材

県は、緊急対処保護措置に必要な物資及び資材については、国民保護措置の実施のための物資及び資材を活用する。

3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の代替性の確保

県は、その管理する下水道、工業用水道、電気等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、住民の避難や避難住民の救援の実施に当たり迅速に供給できる体制を整備するものとする。

なお、緊急対処保護措置の実施のために必要な物資及び資材については、国民保護措置の実施のための物資及び資材を活用するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

県は、国と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置及び緊急対処保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

県は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら地域住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

県及び県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民が取るべき対処等の啓発

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した場合の市町村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、県は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合に住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において運転者がとるべき措置（車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等）について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民に対する啓発を行うものとし、県国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合等には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、県は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に収集し分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階における県の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における県危機対策連絡室の設置及び初動措置

(1) 県危機対策連絡室の設置

① 県危機対策連絡室の設置

知事は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合又は発生するおそれがある場合等において、情報収集を的確かつ迅速に行うため、青森県危機管理指針（以下「県危機管理指針」という。）に基づき、青森県危機対策連絡室（以下「県危機対策連絡室」という。）を速やかに設置する。

② 県危機対策連絡室の構成

県危機対策連絡室は知事を室長とし、副知事、出納長、警察本部長及び危機管理監を室員とする。なお、事案の状況に応じて知事が必要と認める職員も室員とする。

③ 県危機対策連絡室の設置に伴う措置等

県は、県危機対策連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生等について、消防庁を經由して国（内閣官房）に連絡する。

また、県警察、消防、海上保安部、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(2) 事態認定前における初動措置

県は、県危機対策連絡室において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集し、分析し、被害の最小化を図る。

(3) 国等への支援の要請

知事は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

2 県危機対策本部又は県対策本部に移行する場合等の調整

(1) 県危機対策本部に移行する場合の調整

県は、県危機対策連絡室を設置した後に、県対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知がない場合にあつて、被害の拡大防止等を図るため知事が必要と認めるときは、県危機管理指針に基づく青森県危機対策本部（以下「県危機対策本部」という。）を設置して新たな体制に移行するとともに、県危機対策連絡室は廃止する。

県危機対策本部を設置した後に、県対策本部の設置に係る指定の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、県危機対策本部は廃止する。

(2) 県対策本部に移行する場合の調整

県は、県危機対策連絡室を設置した後に、県対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知を受けた場合は、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、県危機対策連絡室は廃止する。

(3) 県災害対策本部に移行する場合の調整

県は、県対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知がない場合にあつて、災害対策基本法に基づく青森県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）を設置したときにおいて、その後、県対策本部の設置に係る指定の通知を受けたときは、直ちに県対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、県災害対策本部を廃止する。

この場合において、県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

3 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(1) 初動連絡体制の迅速な確立

市町村は、多数の人を殺傷する行為等の事案を把握した場合又は発生するおそれがある場合には、直ちに県に連絡するとともに、県と連携して、県警察、消防、海上保安部及び自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。そのため、必要となる初動連絡体制について、市町村国民保護計画において定めておくものとする。

(2) 事態認定前における初動措置

市町村は、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法及び災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集し、分析し、被害の最小化を図るものとする。

(3) 市町村対策本部に移行する場合の調整

市町村は、市町村対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知がない場合にあって、災害対策基本法に基づく市町村災害対策本部を設置したときにおいて、その後、市町村対策本部の設置に係る指定の通知を受けたときは、直ちに市町村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市町村災害対策本部を廃止するものとする。

この場合において、市町村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、設置する場合の手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部を設置する場合の手順

① 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を經由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

② 知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。

③ 県対策本部の本部員及び関係職員の参集

県は、本部員及び関係職員に対し、非常参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。

④ 県対策本部の開設

県は、県災害対策本部室に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

県は、県対策本部を設置したときは、直ちに、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡するとともに、市町村及び指定地方公共機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

⑤ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

県は、県対策本部が被災した場合等県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、以下のとおり県対策本部の予備施設を指定する。

【予備施設の指定】

- ・青森県土整備事務所
- ・青森県社会教育センター

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

知事は、県が県対策本部を設置すべき県の指定が行われていない場合において、県における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を経由して県対策本部を設置すべき県の指定を行うよう要請する。

また、市町村長から、市町村国民保護対策本部又は市町村緊急対処事態対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定を行うよう要請があった場合も、同様とする。

2 県対策本部の組織

(1) 県対策本部長、副本部長及び本部員

県対策本部の本部長は知事をもって充て、副本部長に副知事及び出納長をもって充てる。

本部員は、教育長、警察本部長のほか、本庁の部長、危機管理監及び公営企業局長をもって充てる。

(2) 本部会議の設置

県対策本部に、県対策本部長、副本部長及び本部員をもって構成する本部会議を置く。本部会議は、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する重要事項を協議する。

本部会議は県対策本部長が主宰し、県対策本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。

(3) 対策連絡部の設置

県対策本部に、県対策本部長の意思決定を補佐するため、対策連絡部を置き、部長は危機管理監をもって充てる。

また、対策連絡部に次長を置き、次長は総務部次長をもって充てる。

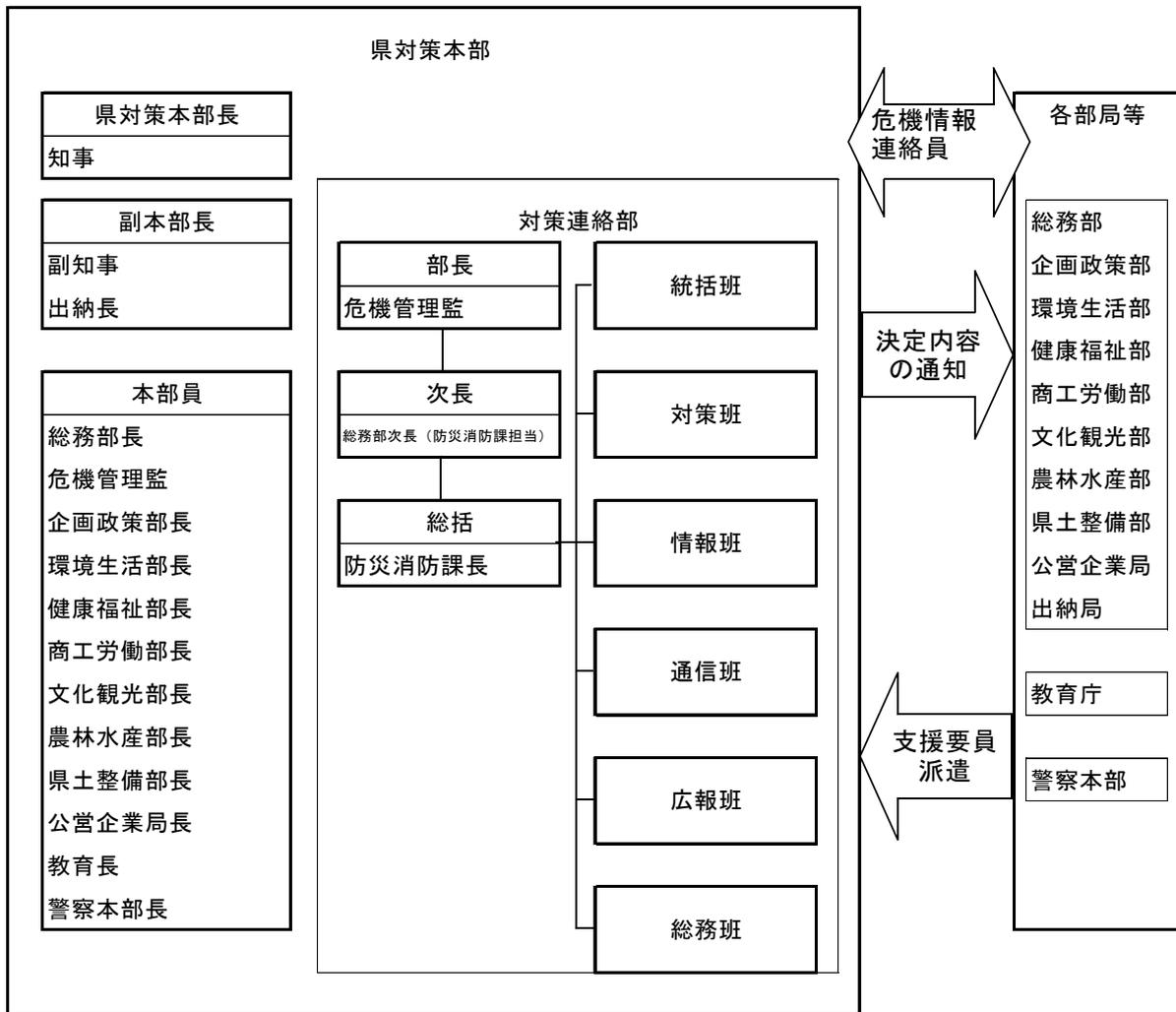
(4) 対策連絡部の機能

対策連絡部に次に掲げる班を置き、機能を別表のとおり定める。また、各班の業務に当たる職員をあらかじめ定めておく。

- ① 統括班
- ② 対策班
- ③ 情報班
- ④ 通信班
- ⑤ 広報班
- ⑥ 総務班

班名	機 能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部会議の運営に関する事項 ・ 情報班が収集した情報を踏まえた対策連絡に関する事項 ・ 県対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する調整 ・ 他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、他の都道府県、市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・ 県対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録
通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信回線や通信機器の確保 ・ ヘリコプター映像伝送システム等からの映像の収集、配信
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部員や職員のローテーション管理 ・ 食料の調達等庶務に関する事項

県対策本部の組織



(5) 危機情報連絡員

県は、県対策本部と各部局等との円滑な情報連絡のため、危機情報連絡員を置き、県危機管理指針に定める危機情報連絡員をもって充てる。

(6) 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、県民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、県対策本部における広報広聴体制を整備する。

(7) 現地対策本部の設置

知事は、市町村対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うために必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員は、副本部長、本部員その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

(8) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置又は緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整を行う。

また、市町村対策本部の本部長（以下「市町村対策本部長」という。）から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行う。

この場合において、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。

② 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等及び要請の趣旨を明らかにする。

③ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求める。また、県対策本部長は、防衛庁長官に対して、その指定する職員の本部会議への出席を求める。

なお、自衛隊施設及び米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、国は必要な調整を行うものとされていることから、県対策本部長は、仙台防衛施設局その他の指定地方行政機関の長に対し、その指名する職員を派遣するよう求めるとともに、県職員を三沢防衛施設事務所等関係機関に派遣し、連絡調整にあたらせるなど、国との調整のために必要な措置を講じる。

④ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な情報の提供を求める。
この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

⑤ 国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、関係機関に対し、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑥ 県教育委員会及び県警察に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県教育委員会及び県警察に対し、県の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

この場合において、直ちに、県議会に対して県対策本部を廃止した旨連絡するとともに、市町村及び指定地方公共機関に対しても、県対策本部を廃止した旨を通知する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政用無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を速やかに行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 市町村における通信の確保

市町村は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町村からの措置要請

県は、市町村から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 知事は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を円滑に実施するため、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断する場合、防衛庁長官に対し、国民保護等派遣を要請する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ① 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

【想定される自衛隊の国民保護措置又は緊急対処保護措置の内容】

- ① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 知事は、市町村長から、当該市町村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

(3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部に派遣された連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する必要がある。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

- ① 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
- ② 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。
ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。
- ③ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託

- ① 県が、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。
また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに県議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 県は、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。
- (3) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあっせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (4) 県は、市町村から、当該市町村の区域に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
- (5) 県は、市町村から職員の派遣についてのあっせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あっせんを行う。

7 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

- ① 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の都道府県から国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を県議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町村に対して行う応援等

- ① 県は、市町村から国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町村長が実施すべき国民保護措置又は緊急対処保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

③ 県は、市町村長の実施すべき国民保護措置又は緊急対処保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

県は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等又は緊急処理事態の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、県は、安全の確保が十分であると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するとともに、協力は、自発的な意思によるものであることに留意する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達

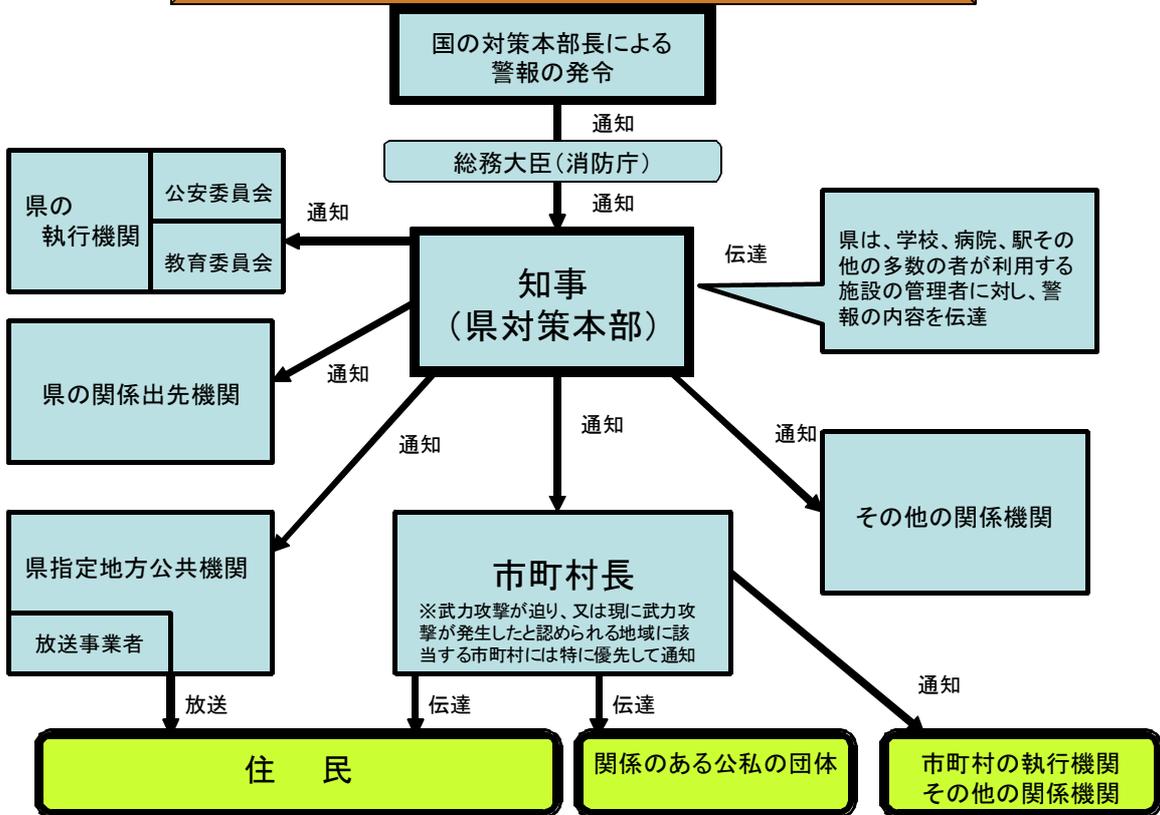
(1) 警報の通知

- ① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関及びその他の関係機関に通知する。
- ② 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。
- ③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。
放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達

- ① 県は、国と連携して、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、警報の内容を伝達する。
- ② 県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/>) に警報の内容を掲載する。
- ③ 県警察は、市町村と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。

知事から関係機関への警報の通知・伝達



2 武力攻撃事態等における市町村長の警報伝達の基準

(1) 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

(2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政用無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町村が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政用無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

なお、このことは、市町村長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政用無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

(3) 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(4) 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急対処事態における警報の通知等及び市町村長の警報伝達の基準

(1) 警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、県は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

(2) 市町村長の警報伝達の基準

① 市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町村の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

この場合において、原則として、同報系防災行政用無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、緊急対処事態において警報が発令された事実等を周知するものとする。

② 市町村長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

③ 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

4 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

① 知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

② この場合において、知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、次のとおりとし、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

- ① 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の現状及び予測
- ② 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

【緊急通報の内容の一例】

【青森県〇〇郡〇〇町の〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、017-734-〇〇〇〇まで電話すること。

(3) 緊急通報の通知方法

知事は、緊急通報を発令したときは、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、関係指定公共機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関及びその他の関係機関に通知するとともに、速やかに、その内容を国の対策本部長に報告する。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町村に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

第2 避難の指示等

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示

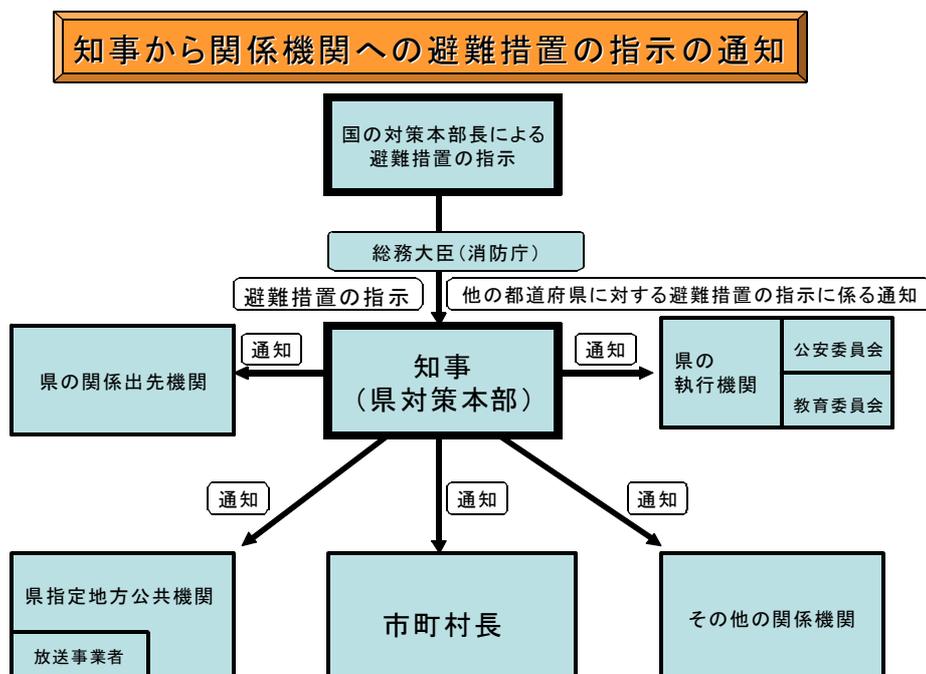
(1) 避難措置の指示を受けた場合の連絡等

- ① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は他の都道府県に対する避難措置の指示に係る通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関及びその他の関係機関に通知する。

【避難措置の指示の内容】

- 一 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）
- 二 住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）
- 三 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

- ② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町村については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。



(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

① 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

② 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

2 避難の指示

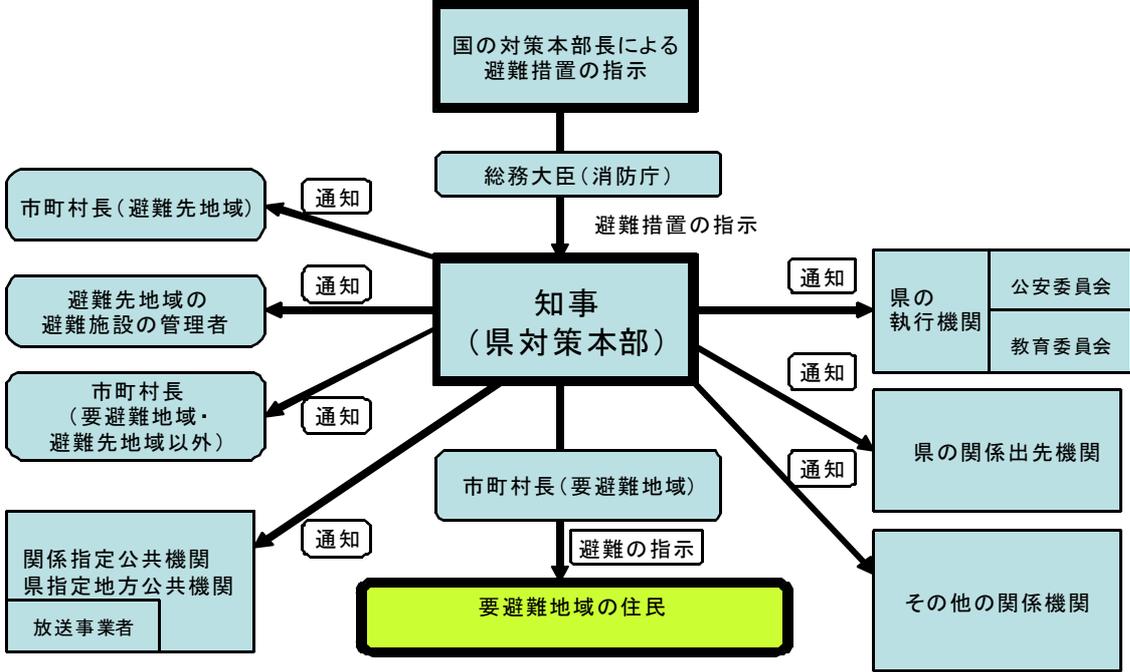
(1) 住民に対する避難の指示

① 知事は、避難措置の指示を受けたときは、当該要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

要避難地域及び避難先地域は、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃の現状及び予測を踏まえた国の対策本部長における専門的な判断により決せられることになるが、この場合において、知事は、地理的条件、交通事情その他の条件に照らし、当該要避難地域に近接する地域の住民をも避難させることが必要であると認めるときは、当該地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、避難すべき旨を指示する。

② 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

知事から関係機関への避難の指示



【避難の指示の内容の一例】

避難の指示

青 森 県 知 事

○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

- (1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること（開始後○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

- (2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始すること（開始後○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が構すべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

- ① 放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。
- ② 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではないことから、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

- ① 知事は、県の区域を越えて住民に避難をさせる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事とあらかじめ次の事項について協議する。
 - ・避難住民数、避難住民の受入予定地域
 - ・避難の方法（輸送手段、避難経路）等
- ② この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- ③ 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町村と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町村長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取及び国の対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6) 避難の指示の通知

知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を市町村長、県の執行機関、関係指定公共機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関及びその他の関係機関に通知する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(7) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

3 避難措置の指示に当たって配慮すべき事項

(1) 積雪時における住民の避難

県は、積雪時における住民の避難については、避難の経路や交通手段が限定され移動に長時間を要するほか、避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことから、それらの事項について十分に配慮するものとする。また、道路管理者と密接に連携して、冬期閉鎖区間を考慮した避難経路を示すとともに、計画的な除排雪により交通路の確保に努める。

(2) 武力攻撃原子力災害又は緊急処理事態における攻撃による原子力災害（以下「武力攻撃等原子力災害」という。）の場合の住民の避難

知事は、武力攻撃等原子力災害が発生した場合及び発生するおそれがある場合には、原子力事業所に近接している地域が放射性物質等による被害を受けるおそれがあることから、原子力事業所周辺地域における住民の避難については、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととなるが、事態の状況を見て、次のような指示を行う。

- ① 武力攻撃等原子力災害が発生するおそれがある場合は、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。
- ② 武力攻撃等原子力災害が発生した場合には、原則として、コンクリート屋内等への屋内避難を指示する。
- ③ 事態の推移に応じて、放射性物質等の長期間放出が予想され、しかも他の地域への避難によらなければ相当な被ばくを避け得ない場合等には、当該避難を指示する。

(3) 自衛隊施設及び米軍施設等の周辺地域における住民の避難

県は、自衛隊施設及び米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、国及び市町村と、平素から密接な連携を図る。

また、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を行うものとされていることから、県は、国の調整に基づき必要な措置を講ずる。

(4) 半島、中山間地域、原子力事業所に近接している地域等における住民の避難

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、半島、中山間地域など公共交通機関が限られている地域、原子力事業所に近接している地域などにおける住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察及び海上保安部の意見を聴いた上で、必要に応じて、自家用車等又は船舶を交通手段として示す。

4 事態の類型等に応じた留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。このため、この場合には、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とし、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、所要の検討を進めていくこととする。
- ② 県は、大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。
- ③ 県警察は、住民の避難に伴い、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適宜交通規制を行う。
- ④ 県は、可能な限り早期に広範な地域の住民を避難させる必要があることから、国と連携して、住民の避難のための輸送力の確保に努める。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る。
- ② ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待つかとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入

禁止を徹底する。

なお、退避の指示は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害に伴う目の危険を一時的に避けるため特に必要がある場合に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるために行うものであるが、緊急の必要がある場合の対応として、知事にもこの権限が付与されているものである。

- ③ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と警察、海上保安部、自衛隊の連携が図られるように広域的な調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。
- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

(4) 航空攻撃の場合

- ① 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置が広範囲に指示されることとなる。このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。
- ② その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

(5) NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

5 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町村の避難実施要領策定の支援

知事は、市町村長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町村長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。

この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町村長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町村長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町村長からの報告、派遣した県職員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町村からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町村長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町村長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町村から要請があった場合には、避難先地域の地方公共団体との連絡調整を緊密に行うとともに、現地に県職員を派遣して調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域の見地からの市町村長の要請の調整

知事は、複数の市町村長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合等で、必要と判断するときは、緊迫性等を勘案してより広域の見地からそれらの優先順位を定めるなど市町村長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町村長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町村長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町村長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合には、市町村長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町村長により行われなときは、知事は、市町村長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合においては、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、武力攻撃事態等において避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町村長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町村の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町村長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

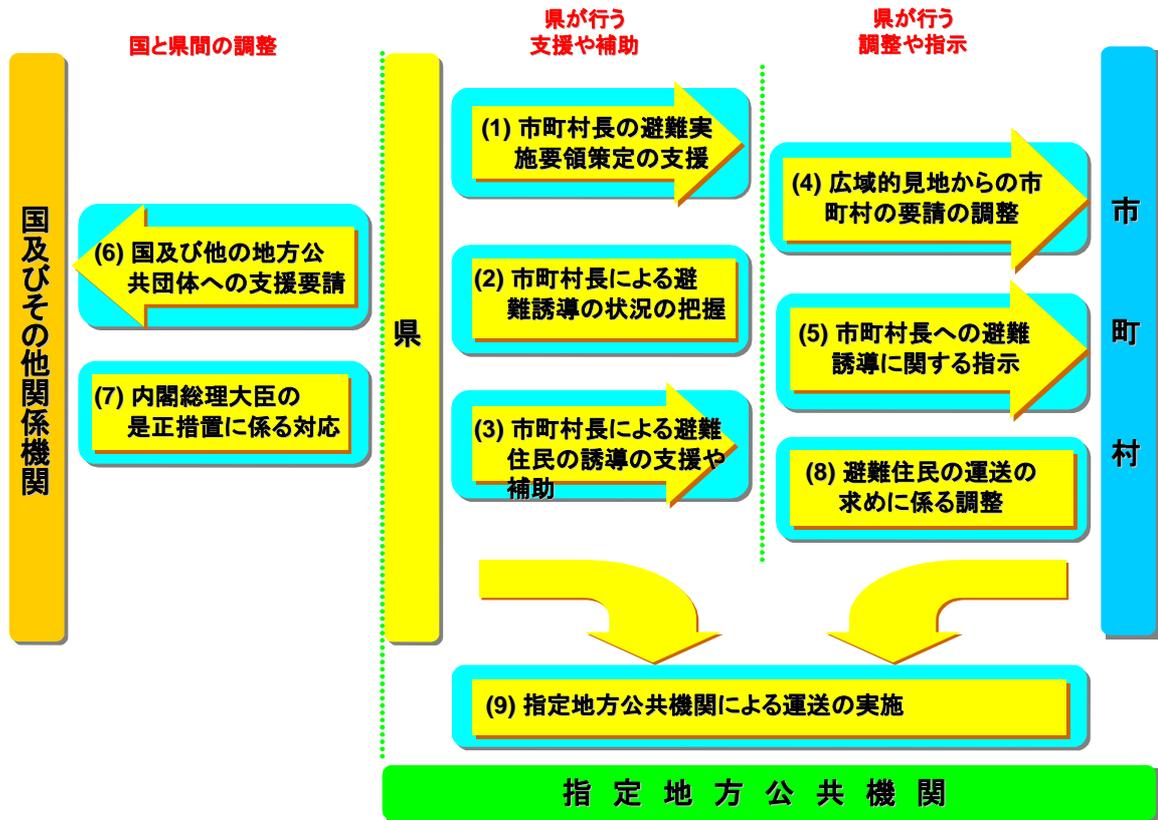
知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(9) 指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定地方公共機関は、知事又は市町村長から避難住民の運送の求めがあったときは、資機材の故障等により当該運送を行うことができない等正当な理由がない限り、その求めに応じるものとする。また、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

県による避難住民の誘導の支援等



6 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項を市町村国民保護計画の基準として定める。

(1) 避難実施要領の策定

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁の作成に係るマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市B1丁目、B2丁目の住民は「B町内会」、C1丁目、C2丁目の住民は「各ビル事業所及びC町内会」を避難の単位とする。)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：H市D1丁目1-1のH市立E中学校体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：一時集合場所：A市B3丁目1-1のA市立B小学校グラウンドに○日15時までに集合する。集合に当たっては、徒歩又は自転車により行うものとし、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の集合については自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間等

避難を開始する時間、集合時間や避難誘導の際の交通手段の出発時刻を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難を開始する時間 ○日14時30分を目途に避難を開始する。)

(例：集合時間 ○日15時までに集合する。)

(例：バスの発車時刻：○日15時20分、15時40分、16時00分)

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等要避難援護者の所在を確認して避難を促す。)

(例：集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：〇〇鉄道〇〇駅東口に集合した後は、〇日の15時30分より30分間隔で運行する〇〇鉄道〇〇線H市H駅行の電車で避難を行う。H駅到着後は、H市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でH市立G中学校体育館に避難する。)

⑦ 市町村職員、消防職員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者、乳幼児、傷病者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や町内会など地域住民にも、民生委員等の福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。)

避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、水、食料、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それらの支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、〇日〇時に、避難住民に対して水、食料を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最小限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の水や食料、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、携帯電話等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴等を履くようにする。)

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避

ける服装とする。

- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急時連絡先等
問題が発生した際の緊急時連絡先を記述する。

(例：緊急時連絡先：A市対策本部 担当△山○男

TEL 017×-77-1111 FAX 017×-77-1400)

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領については、市町村において定められるものであり、市町村国民保護計画に記載されるべき内容であるが、県国民保護計画において参考までに避難実施要領のイメージとして次のとおり示す。

避難実施要領（案）

青森県A市長

○月○日○時現在

○月○日○時の青森県知事からの避難の指示に基づき、A市における住民の避難を、次のとおり行う。

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

(1) A市B1丁目、B2丁目（※住宅地を想定）

A市B1丁目、B2丁目の住民は、H市D1丁目1-1のH市立E中学校体育館を避難先として、○日14時30分を目途に避難を開始する。

- ① 住民は、A市B3丁目1-1のA市立B小学校グラウンドに○日15時までに集合する。集合に当たっては、徒歩又は自転車により行うものとし、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の集合については自動車等の使用を可とする。
- ② A市立B小学校グラウンドに集合した後は、A市職員の誘導に従って、○○バス株式会社のバスにより、国道○○号を利用して、H市立E中学校体育館に避難する。
バスの発車時刻は、○日15時20分、15時40分、16時00分である。
- ③ 避難住民の誘導は、B町内会を単位とする。

(2) A市C1丁目、C2丁目（※ビル事業所及び住宅が混在する地区を想定）

A市C1丁目、C2丁目の住民は、H市F1丁目1-1のH市立G中学校体育館を避難先として、○日14時30分を目途に住民の避難を開始する。

- ① 住民は、○○鉄道○○駅東口に○日15時までに集合する。集合に当たっては、徒歩又は自転車により行うものとし、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の集合については自動車等の使用を可とする。
- ② ○○鉄道○○駅東口に集合した後は、○日の15時30分より30分間隔で運行する○○鉄道○○線H市H駅行の電車で避難を行う。
- ③ H駅到着後は、H市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でH市立G中学校体育館に避難する。

④ 避難住民の誘導は、各ビル事業所及びC町内会を単位とする。

2 避難住民の誘導の実施方法等

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- ・市対策本部要員
- ・住民への周知要員
- ・避難誘導要員
- ・現地連絡要員
- ・避難所運営要員
- ・水、食料等支援要員 等

(2) 残留者の確認

集合に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等要避難援護者の所在を確認して避難を促す。

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

(3) 高齢者、障害者、乳幼児、傷病者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や町内会など地域住民にも、民生委員等の福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

(4) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導要員は、〇日〇時に、避難住民に対して水、食料を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の水や食料、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、携帯電話等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴等を履くようにする。(※冬期においては防寒にも留意する。)

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

A市対策本部 担当 △山〇男

T E L 017×-77-1111

F A X 017×-77-1400

・・・以下略・・・

7 避難所等における安全確保等

県警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

8 動物の保護等

(1) 危険動物等の逸走対策

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知を図るとともに、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

(2) 家庭動物等の保護等

県は、所有者等が行う要避難地域等において飼養され又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。

第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の実施について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町村による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町村長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。

この場合において、知事は、市町村長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町村長へ通知する。

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。この場合において、具体的な支援内容を示して行う。

また、厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合において、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等の定める活動の調整や手続に基づき行う。

(3) 市町村との連携

市町村が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町村長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町村と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の5の(8)に準じて行う。

(6) 指定地方公共機関による緊急物資の運送

指定地方公共機関による緊急物資の運送については、第3編第4章第2の5の(9)に準じて行う。

3 救援の内容

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

知事は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(1) 収容施設の供与

① 避難所

- 避難住民又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を収容する。
- 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用することとし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。
- 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容する。
- 避難所の適切な運営管理を行うものとし、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体の長に対して協力を求める。
- 避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレを早期に設置するなど避難所の生活環境を確保する。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
- 冬期間においては、避難施設における暖房等の需要が増大するため、暖房器具及び燃料等の確保に努めるほか、避難所の積雪寒冷地仕様について配慮する。
- 避難所に対する物資の運搬等を円滑に行うことができるよう、道路管理者及び施設管理者と連携し、避難所周辺の除排雪について配慮する。

② 応急仮設住宅

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により住宅が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。
- 応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。
- 応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、国に資機材の調達について支援を求める。
- 応急仮設住宅等の建設に当たっては、積雪寒冷地仕様に配慮するとともに、敷地内の除排雪スペースの確保に努める。

(2)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- 避難所に収容された者、武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により住宅に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示に基づき又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により住宅に被害を受け避難する必要のある者に対して行う。
- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(3)被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
- 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 被服、寝具及び身の回り品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用具及び食器
 - エ 光熱材料
- 救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等又は緊急対処事態においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。
- 県は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、国に物資の調達について支援を求める。

(4)医療の提供及び助産

- ① 医療の提供
 - 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。
 - 医療の提供は、救護班において行うこととする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院、診療所又は施術所において行う。
 - 医療の提供は、次の範囲内において行う。
 - ア 診療
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への収容
 - オ 看護

- 大規模な武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成し、派遣する。
- 避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておく。

② 助産

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急処理事態における災害により助産の途を失った者に対して行う。
- 助産は、次の範囲内において行う。
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(5) 被災者の捜索及び救出

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急処理事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。
- 安全の確保に十分留意しつつ、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等が中心となって行う捜索救出活動との連携を図る。

(6) 埋葬及び火葬

- 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。
- 埋葬及び火葬に係る救援は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。
 - ア 棺（附属品を含む。）
 - イ 埋葬又は火葬
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- 県は、県警察及び海上保安部と連携し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等を行う。

- 厚生労働省が、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めることに留意する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、通信手段を失った者に対して行う。
- 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行う。

(8) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた住宅の応急修理

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により住宅が半壊し又は半焼し、自らの資力では応急修理ができない者に対して行う。
- 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。

(9) 学用品の給与

- 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害若しくは緊急対処事態における災害により、学用品を喪失し又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行う。
- 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品

(10) 死体の捜索及び処理

- ① 死体の捜索
- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害又は緊急対処事態における攻撃により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

② 死体の処理

- 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
- 次の範囲内において行う。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検索

(11) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 避難の指示が解除された後又は武力攻撃若しくは緊急対処事態における攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行う。

4 救援の際の物資の売渡し要請等、土地等の使用等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

(1) 物資の売渡し要請等

- ① 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資（医薬品、食品、寝具等）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。
- ② 知事は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡しの要請に応じないときは、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。
- ③ 知事は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずる。

(2) 土地等の使用

- ① 知事は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用する。

- ② 知事は、土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに土地等の使用に同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで、当該土地等を使用する。

(3) 公用令書の交付

知事は、特定物資の収用、特定物資の保管命令及び土地等の使用については、それぞれ公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合等にあつては、事後に交付する。

○ 事後に交付する場合

ア 土地の使用：公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合

イ 家屋又は物資の使用：使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が不明である場合

ウ 公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知した場合

(4) 立入検査等

- ① 知事は、特定物資を収用し、若しくは特定物資の保管を命じ、又は土地等を使用するため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該特定物資を保管させる場所若しくは当該特定物資若しくは物資の所在する場所に立ち入り、当該土地、家屋又は特定物資若しくは物資の状況を検査させる。
- ② 知事は、特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させる。
- ③ 立入検査を行う職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

5 医療の実施の要請等

(1) 医療の実施の要請

知事は、大規模な武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請する。

(2) 医療の実施の指示

知事は、医療関係者が正当な理由がないのに要請に応じないときは、避難住民等に対する医療を提供するため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、医療を行うべきことを指示する。この場合においては、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示す。

(3) 医療関係者の安全確保

知事は、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

6 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等又は武力攻撃等原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、以下に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃等原子力災害の場合の医療活動

内閣総理大臣が緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣することとされており、必要に応じ、県は、内閣総理大臣の要請を受け、医療関係者等からなる救護班を編成し、被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で、緊急被ばく医療活動を行う。

この場合において、緊急被ばく医療派遣チームの指導のもと、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、連携した医療活動を行う。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

① 厚生労働省及び県は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図る。また、医療関係者に対して、ワクチン接種を行うなど所要の防護措置を講ずる。

② 厚生労働省は、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、医薬品、医療機器等の提供を依頼することとされており、県は、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医

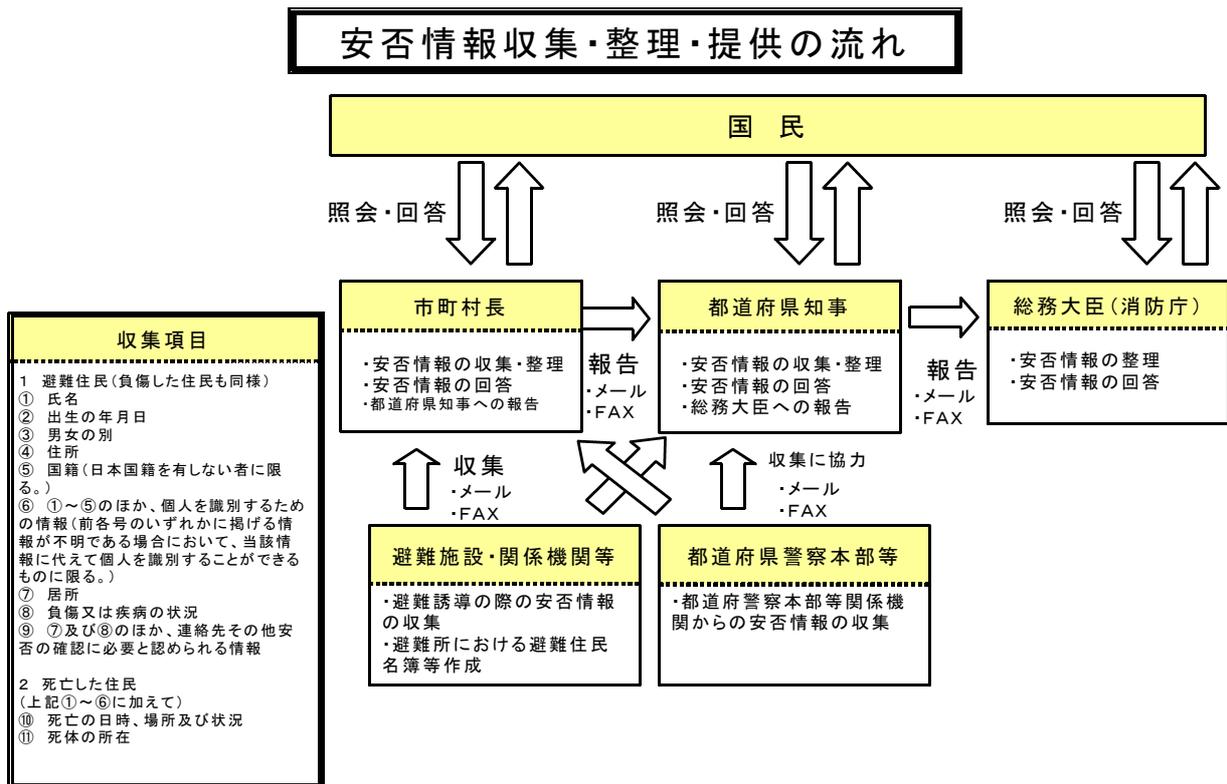
療活動を行うよう努める。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

厚生労働省は、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、医薬品、医療機器等の提供を依頼することとされており、県は、化学剤による攻撃が発生した場合、国からの協力要請に応じて、医療関係者等からなる救護班を編成し、医療活動を行うよう努める。

第6章 安否情報の収集・提供

県は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



1 安否情報の収集等

(1) 市町村の行う安否情報の収集等

① 市町村長は、当該市町村の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に收容され、又は入院している避難住民等について、安否情報を収集し、整理するよう努めるとともに、これを適時に知事に報告するものとする。この場合において、市町村長は避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を円滑に行うよう努めるものとする。

また、市町村の他の執行機関は、市町村の国民保護計画で定めるところにより、その保有する安否情報を積極的に市町村長に提供するなど、市町村長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

- ② 市町村長は、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 県の行う安否情報の収集等

- ① 知事は、市町村長から報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じ、市町村長が行う安否情報の収集に準じて自ら収集した安否情報を整理する。安否情報の整理に当たっては、安否情報の収集対象者の重複を排除し、回答しやすいように整理するとともに、自己の保有する情報との照合を行うなどの事実確認をできる限り行い、その情報の正確性確保に努める。この場合において、県の他の執行機関は、その保有する安否情報を積極的に提供するなど、知事が行う安否情報の収集に協力する。
- ② 知事は、①のほか、県警察への安否情報の照会を行い、また、運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

2 安否情報の報告

(1) 市町村長から知事への報告

市町村長から知事への安否情報の報告は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号の安否情報報告書に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）の送付により行うものとし、次の事項に留意するものとする。

- ① 安否情報の報告は、収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、できる限り電子データを電子メールで送信することにより行うものとする。
- ② ただし、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により電気通信設備の機能に支障をきたした場合等電子メールの送信によることができない場合や、事態が急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合等には、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行うことができるものとする。

(2) 知事から総務大臣への報告

知事から総務大臣への報告は、市町村長から知事への報告に準じて行う。

【様式第 1 号】

避難住民に該当するか否かの別	武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	同意の有無	氏名	フリガナ	出生の年月日	男女の別	住所	国籍	その他個人を識別するための情報	居所	負傷又は疾病の状況	連絡先その他安否の確認に必要なと認められる情報	備考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。
 この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。

(注) 緊急対処事態における安否情報の報告もこの様式による。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 県は、安否情報の照会窓口、電話番号、FAX番号及びメールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として、県対策本部に設置する照会窓口にて安否情報省令第2条に規定する様式第2号の安否情報照会書を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合等には、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により照会を行うことができるものとする。
- ③ 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提示を求めるものとする。また、窓口における書面の提出による照会以外の場合にあっては、同様に、必要な事項を明らかにさせるものとする。

【様式第2号】

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日	
総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)	
申 請 者 住 所 氏 名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由	
備考	
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏名
	フリガナ
	出生の年月日
	男女の別
	住所
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別するための情報
※ 申請者の確認	
※ 備考	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 ※印の欄には記入しないこと。

(注) 緊急対処事態における安否情報の照会もこの様式による。

(2) 安否情報の回答

- ① 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有し及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第3条に規定する様式第3号の安否情報回答様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答するものとする。
- ② 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答するものとする。

- ③ 県は、安否情報の回答を行った場合には、照会を行った者の氏名や連絡先等を把握するとともに、回答した安否情報の内容等についてできる限りその回答状況を記録しておくものとする。

【様式第3号】

年 月 日	
殿	
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、 下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
照会に係る者	住 所
	氏 名
	フリガナ
出生の年月日	男女の別
国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	その他個人を識別するための情報
居所	負傷又は疾病の状況
連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報	

備考 1 この用紙の大きさは、A4用紙の横書きで、縦向きに記入すること。
 2 「避難住民に該当するか否か」と「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か」の別を「出生年月日」欄に記入すること。
 3 「出生年月日」欄に「出生年月日」を記入すること。
 4 「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か」欄に「居所」欄に「住所」を記入すること。

(注) 緊急対処事態における安否情報の回答もこの様式による。

(3) 個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底するものとする。
- ② 安否情報の回答に当たっては、安否情報は個人情報であることにかんがみ、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社青森県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

県は、日本赤十字社に対する安否情報の提供に当たっても、3の(2)及び(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置又は緊急対処保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃又は緊急処理事態における攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町村長、消防吏員等からの当該兆候の通知を受けたときは、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、県警察及び海上保安部の意見を聴いて、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれらに準じた措置を講ずる。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

国民保護法第102条第1項各号のいずれかに該当する施設のうち、生活関連等施設に該当しないもので知事が必要と認めるものについてもこれらに準じた措置を講ずる。

また、このほか、その他の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生又はその拡大を防止するため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長に対し、生活関連等施設に係る立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）について、速やかに立入制限区域の指定を行うよう県公安委員会又は海上保安部長に要請する。また、生活関連等施設のうち国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等）については、情勢により当該施設が何らかの攻撃にあう可能性がある判断される場合など危険が切迫している場合において、速やかに立入制限区域の指定を行うよう県公安委員会又は海上保安部長に要請する。

(5) 立入制限区域の指定

県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域のうち、当該生活関連等施設の安全を確保するため立入りを制限する必要があるものを、立入制限区域として指定する。

この場合の立入制限区域の範囲は、生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域とする。

また、県公安委員会は、立入制限区域を指定したときは、迅速かつ広く住民に周知するため、県報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示する。現場においては、警察官は、可能な限りロープ等によりその区域を明示するとともに、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。

(6) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対して、必要な措置の実施を要請する。

このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(7) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合において、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③までの措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

既存の法令に基づく措置と①から③までの措置との対応関係は次の表のとおりである。

危険物質等の種類及び都道府県知事が命ずることができる措置一覧

※ 下欄の1号、2号、3号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

1号 取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

2号 製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

3号 所在場所の変更又はその廃棄

※ 下欄の○は、国民保護法第103条第3項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第二条第七項の危険物（同法第九条の四の指定数量以上のものに限る。）	消防法第十一条第一項第一号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項の毒物及び同条第二項の劇物（同法第三条第三項の毒物劇物営業者、同法第三条の二第一項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第四条第一項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第三条の二第一項の特定毒物研究者又は前条第二号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第二条第一項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。	火薬類取締法第45条		

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条の高圧ガス（同法第三条第一項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法 第39条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第三十七条の四第三項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
薬事法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬（同法第四十六条第一項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	厚生労働大臣（薬事法施行令第十五条の四の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）	○	○	○
備考 1 この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第二条第七号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。 2 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、県公安委員会が命ずることのできる措置である。				

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)の①から③までの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

- 5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の発生防止
- 県は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とし、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとる。
- また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第2 武力攻撃等原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

県は、武力攻撃等原子力災害への対処等については、原則として、県地域防災計画（原子力編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃等原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃等原子力災害への対処

県は、原子力事業所が武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 県地域防災計画（原子力編）等に準じた措置の実施

県は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃等原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県地域防災計画（原子力編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示に係る対応等

① 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業者から受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、関係周辺市町村長に通報するとともに、指定地方公共機関に通知する。

また、放射性物質の放出又は放出のおそれに関する通知を指定行政機関の長から受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、関係周辺市町村長及び指定地方公共機関に通知する。

② 知事は、モニタリングポスト等（県地域防災計画（原子力編）の屋外固定型放射線測定器をいう。）による把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者及び指定行政機関の長より先に把握した場合には、直ちに原子力防災専門官へ連絡するとともに原子力事業者にその内容を確認し、その旨を経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）に通報するとともに、その受信確認を行う。

- ③ 知事は、国の対策本部長が、武力攻撃等原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示（以下「公示」という。）を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

【公示の内容】

- ア 武力攻撃等原子力災害の発生又は拡大を防止するための応急の対策を実施すべき区域
- イ 武力攻撃等原子力災害に係る事態の概要
- ウ 応急対策実施区域内の住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

- ④ 知事は、国の対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行う。

【応急対策の内容】

- ア 公示の内容その他武力攻撃等原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- イ 放射線量の測定その他武力攻撃等原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃等原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- オ 緊急輸送の確保に関する事項
- カ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- キ その他武力攻撃等原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置に関する事項

(3) モニタリングの実施

- ① 県は、原子力事業者から通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリングを強化し、その結果を取りまとめ、国の対策本部、経済産業省及び国土交通省（更に国の現地対策本部が設置された場合は国の現地対策本部）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング実施要領を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。
- ② 県は、国の対策本部長による公示の発出後においては、関係機関からの情報を含め、緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター等に派遣した職員に対し連絡する。
- ③ 県は、原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行う。

(4) 住民の避難等の措置

- ① 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示する。
この場合において、屋内避難や移動による避難の実施の時期や範囲については、国の対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行う。
- ② 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待つかどうかは、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示など応急措置を講ずる。

(5) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 県は、オフサイトセンターにおいて組織され、国の現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受ける。
- ③ ①及び②については、緊急対処事態における攻撃による原子力災害においても同様とする。

(6) 国への措置命令の要請等

知事は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃等原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。

なお、知事は、核燃料物質等又は原子炉に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害又は当該緊急対処事態における災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、状況に応じ、関係する指定行政機関の長に対して、加工施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設又は原子炉施設の使用の停止等の必要な措置を講ずべきことを原子力事業者に対し命令するよう要請する。

また、知事は、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者に対して、安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(7) 安定ヨウ素剤の配布

県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又は放出のおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

(8) 食料品等による被ばくの防止

県は、国の対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施する。

この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮する。

(9) 要員の安全の確保

県は、武力攻撃等原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 N B C 攻撃による災害への対処

県は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町村、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、国に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。

この場合において、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所を通じて県環境保健センター、医療機関等と共有する。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者のトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次に掲げる点に留意して措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、県環境保健センターは、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

③ 化学剤による攻撃の場合

県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5)汚染拡大防止のための措置

知事は、内閣総理大臣から、汚染の拡大を防止するため必要な協力を要請された場合は、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講ずる。知事は、汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講ずる必要があると認めるときは、関係市町村長等又は県警察本部長に対し、必要な協力を要請する。

【国民保護法第108条に掲げる措置】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上の表の第1号から第4号までに掲げる措置を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上の表の第5号及び第6号に掲げる措置を講ずるときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ① 当該措置を講ずる旨
- ② 当該措置を講ずる理由
- ③ 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上の表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
- ④ 当該措置を講ずる時期
- ⑤ 当該措置の内容

(6) 土地等への立入

知事は、汚染の拡大を防止するための措置を講ずるため必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機に立ち入らせることができる。

この場合において、他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。

第3 応急措置等

県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

退避の指示は、市町村長が行うこととされているが、知事は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行う。この場合において、知事は、直ちに、退避を要する地域を管轄する市町村長その他の関係機関に通知する。

また、知事は、退避の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示する。

【退避の指示の一例】

○ 武力攻撃災害が発生したため、△△市〇〇町1丁目、××市△△町2丁目地区の住民については、外での移動に危険が生じることから、屋内に一時退避すること。

○ 武力攻撃災害が発生したため、△△市〇〇町1丁目、××市△△町2丁目地区の住民については、〇〇地区の△△避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示をする場合】

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行う。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気との接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置

- ① 県は、住民への退避の指示を広報車等により速やかに実施するものとし、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を周知する。
- ② 県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- ③ 県は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(3) 警察官による退避の指示等

- ① 警察官は、市町村長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行う。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における退避の指示を要請する。

2 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用する措置
- ② 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずる。この場合において、知事は、直ちに市町村長に通知する。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定について、以下の方法等により行う。

- ① 警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示するものとする。
- ② 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。
- ③ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らない

ように必要な措置をとるものとする。

(3)警戒区域設定に伴う措置

- ① 県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- ② 県は、警戒区域を設定した場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4)警察官による警戒区域の設定等

- ① 警察官は、市町村長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。
- ② 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

4 消防に関する措置等

(1)消防に関する措置等

① 消防機関との連携

消防機関が武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、県は、消防機関と緊密な連携を図る。

② 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する広域緊急援助隊の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2)消防等に関する指示

① 市町村長に対する指示

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示する。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図るほか、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

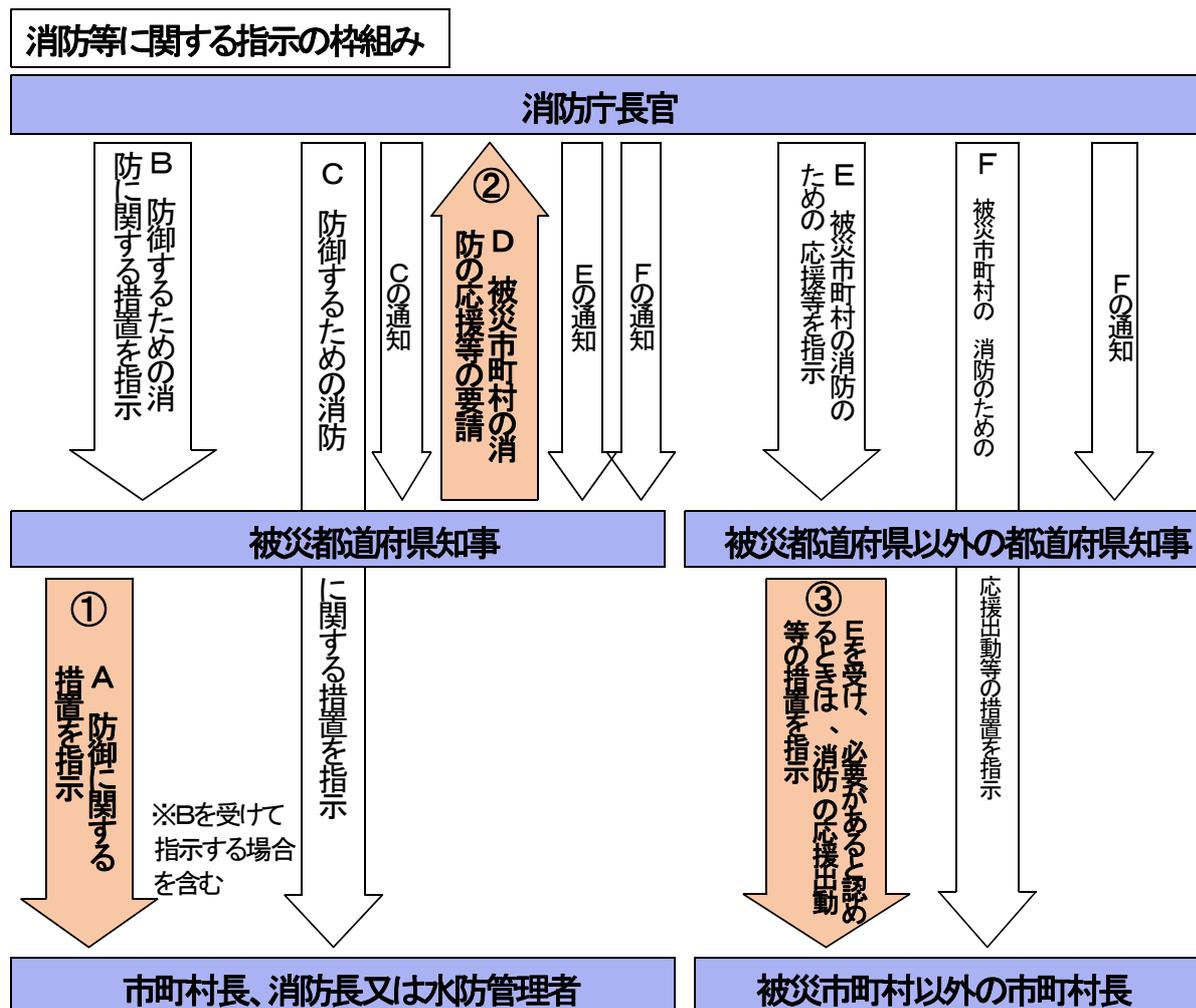
② 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し又はまさに発生しよう

としている場合において、区域内の消防力のみをもってしては対処できないときは、消防庁長官に消防の応援等の要請を行う。

③ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、県が被災していない場合において、消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。



第8章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、これを国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

(1) 県は、電話、防災行政用無線その他の通信手段により、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

(2) 県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

(3) 県は、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

(4) 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町村に報告を求めることとし、収集した情報について次に掲げる様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、県は、新たに重大な被害が発生した場合など、必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
青 森 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(注) 緊急対処事態における被災情報の報告もこの様式による。

(5) 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び管区警察局に速やかに連絡する。

2 市町村及び指定地方公共機関による被災情報の収集及び報告

市町村は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関する人的及び物的被害の状況等並びにその業務として行う国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するよう努めるとともに、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保及び廃棄物の処理等

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であること等から、保健衛生の確保及び廃棄物の処理その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町村に対し情報提供を行う。

- ② 県は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

県は、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を踏まえ、廃棄物処理体制を整備する。

- ① 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町村からの要求に基づき、各市町村及び関係団体に広域的な応援を要求し、必要な支援活動の調整を行う。
- ② 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

- ① 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。
- ② この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝の管理の責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報や交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置又は緊急対処保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等又は緊急処理事態に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

3 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

4 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

5 緊急交通路確保のための権限等

(1) 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

(2) 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

(3) 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

(4) 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

6 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第4編 国民生活の安定その他の措置

第1章 国民生活の安定

県は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 県は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。

- ① 生活関連物資等の価格が高騰買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行う。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、国民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口を設置する。

(2) 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。

- ① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産し、輸入し又は販売する事業者（小売業者を除く。）及び県の区域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

② 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く。）及び県の区域内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

③ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。

ア 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）

イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。

（物価統制令第30条第1項）

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに県税（延滞

金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 県による生活基盤等の確保

- ① 工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 河川管理施設、下水道施設、道路、港湾及び空港の管理者である県は、河川管理施設、下水道施設、道路、港湾及び空港を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ① ガス事業者である指定地方公共機関は、国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- ② 運送事業者である指定地方公共機関は、国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- ③ 医療関係機関である指定地方公共機関は、国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。
- ④ 道路の管理者である指定地方公共機関は、国民保護業務計画に定めるところにより、道路を適切に管理することとする。

第2章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、武力攻撃事態等において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

① 標章

第一追加議定書第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

② 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

③ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



（白地に赤十字）（第一追加議定書付属書Iに規定する身分証明書のひな型）

	<small>（この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための余白）</small> 身分証明書	
<small>軍の 医療 要員以外の 常時の 医療 要員用 宗教 宗教 臨時の 宗教 宗教</small>		
氏名…………… 生年月日(又は年齢)…………… 識別のための番号がある場合にはその番号……………		
この証明書の所持者は、次の資格において、「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 …………… ……………		
発給年月日…………… 証明書番号……………		
発給当局の署名		
有効期間の満了日……………		

身長……………	眼の色……………	頭髪の色……………
その他の特徴又は情報 …………… ……………		
所持者の写真		
印章	所持者の署名若しくは捺印又はその双方	

(2) 国際的な特殊標章等

① 特殊標章

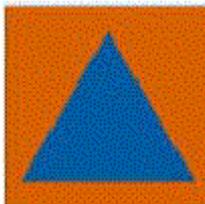
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

③ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

(この証明書を発給する国及び当局の名を記載するための余白)

身分証明書

文民保護の要員用

氏名.....

生年月日(又は年齢).....

識別のための番号がある場合にはその番号.....

この証明書の所持者は、次の資格において、「千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。

.....

発給年月日..... 証明書番号.....

発給当局の署名

有効期間の満了日.....

身長.....	眼の色.....	頭髪の色.....
その他の特徴又は情報.....		
武器.....		
所持者の写真		
印章	所持者の署名若しくは拇印又はその双方	

（第一追加議定書付属書Iに規定する文民保護の要員の身分証明書のひな型）

2 赤十字標章等の交付及び管理

(1) 知事は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、赤十字標章等の交付に係る交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- ③ ①及び②に定める対象者以外の知事が指定した医療機関である指定地方公共機関

(2) 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

3 特殊標章等の交付及び管理

(1) 知事又は県警察本部長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、特殊標章等の交付に係る交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 県警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

4 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第5編 復旧等

第1章 応急の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等

県は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害発生後可能な限り速やかに、その管理する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生により、県防災行政用無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、衛星車載局等代行局を活用するとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

(3) 国に対する支援要請

県は、応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合には、その管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市町村及び指定地方公共機関に対する支援

県は、水道、ガス等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。

3 輸送路の確保に関する応急の復旧等

(1) 輸送路の優先的な確保のための措置

県対策本部長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害が発生した場合には、広域的な避難住民の運送等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行う。

(2) 県が管理する輸送施設の応急の復旧

県は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾、漁港、空港等及びその所有する港湾施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の復旧

県は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の復旧について、国が示す方針にしたがって実施する。

(2) 県が管理する施設及び設備の復旧

県は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害によりその管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁等

県が国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置又は緊急対処保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁、国に対する負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

県は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について、援助を要請し、その要請を受けて協力をした者及び要請に応じ、又は指示に従って医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し、県対策本部長が市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は指示をした結果、当該市町村又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁、国に対する負担金の請求等

(1) 国に対する負担金の請求

市町村が国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県国民保護計画に準じて定めるものとする。この場合において、国に対する負担金の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。

(2) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき市町村が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。